

# 官報号外

昭和五十六年五月二十五日

## ○第九十四回 参議院会議録第二十号

昭和五十六年五月二十五日(月曜日)

午前十時二十分開議

### ○議事日程 第二十号

午前十時開議

### 昭和五十六年五月二十五日

### 第一 銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

### 第二 中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 第三 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 第四 銀行法の施行に伴う関係法律の備整等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

#### 一、諸般の件

#### 一、裁判官訴追委員予備員辞任の件

#### 一、緊急質問の件

#### 一、国家公務員法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

#### ○小山一平君 私は、ただいまの真鍋君の動議に御異議ございませんか。

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。  
この際、お諮りいたします。

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。  
この際、お諮りいたしました。

賛成いたします。

○議長(徳永正利君) 真鍋君の動議に御異議ございませんか。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

○議長(徳永正利君) よって、議長は、裁判官訴追委員予備員に降伏敬雄君を指名いたします。

○議長(徳永正利君) この際、緊急質問の件についてお諮りいたします。

○議長(徳永正利君) 青木薪次君、多田省吾君、市川正一君、栗林卓司君から、それぞれライシャワー元駐日米大使の発言に関する緊急質問が提出されたります。

○議長(徳永正利君) これらの緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

○議長(徳永正利君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。青木薪次君。

○議長(徳永正利君) 「青木薪次君登壇」拍手

○青木薪次君 私は、日本社会党を代表いたしまして、非核三原則、すなわち日本の平和と安全の根幹に触れる基本的な問題について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。青木薪次君。

○青木薪次君 登壇 拍手

○青木薪次君 私は、日本社会党を代表いたしまして、非核三原則、すなわち日本の平和と安全の根幹に触れる基本的な問題について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。青木薪次君。

○青木薪次君 登壇 拍手

○青木薪次君 私は、日本社会党を代表いたしまして、非核三原則、すなわち日本の平和と安全の根幹に触れる基本的な問題について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。青木薪次君。

○議長(徳永正利君) 登壇 拍手

○議長(徳永正利君) 私は、日本社会党を代表いたしまして、非核三原則、すなわち日本の平和と安全の根幹に触れる基本的な問題について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。青木薪次君。

○議長(徳永正利君) 登壇 拍手

○議長(徳永正利君) 私は、日本社会党を代表いたしまして、非核三原則、すなわち日本の平和と安全の根幹に触れる基本的な問題について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。青木薪次君。

○議長(徳永正利君) 登壇 拍手

○議長(徳永正利君) 私は、日本社会党を代表いたしまして、非核三原則、すなわち日本の平和と安全の根幹に触れる基本的な問題について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。青木薪次君。

います。

総理、あなたは人柄のいい人と理解していますがゆえに、強いアメリカを指向するレーガン大統領に兄貴とたたえられ、遠いワシントンで美酒に酔う鈴木総理の顔はいつになくほころび、「大統領と私の友情と信頼は完璧である」と内外記者団に発表されたのであります。事態は全く甘くありません。「日米防衛の役割りと分担」は、「日米同盟」の締結を含めて、外務省の官僚により、総理の出発前に「共同声明」ができ上がっておったのであります。むしろ総理はエロのように動かされ、あなたがどんなに不満を漏らそうとも、國民はどうせ役人外交だと受け取っているのであります。

総理はガバナビリティがないと言われていますが、この辺で官僚主導による外交の現状から脱却しなければ、あなたの言う政治生命をかけた行革も絶対にできないと思いますが、決意のほどをお聞かせください。

総理はガバナビリティがないと言われていますが、この辺で官僚主導による外交の現状から脱却しなければ、あなたの言う政治生命をかけた行革も絶対にできないと思いますが、決意のほどをお聞かせください。

アメリカの国防省核問題専門調査員エルズバーグ氏は、「二十年前のこととはしながらも、『全面核戦争に備えた有事の場合は、すでにある岩国地下核爆弾と数百機の軍用機で戦う。この場合、条約違反もやむを得ないし、事前協議の取り決めも破る場合がある。日本の同意がなくとも緊急発進ができる』と言っています。このことについてどう思いますか。宮澤長官は昔のことだと言つておりますけれども、核戦争の危機が叫ばれる中で、余りにも不用意な発見であります。在日米軍基地における核の点検はどうするのか、総理と外務大臣にお聞きいたしたいと思いま

す。エルズバーグ氏は日本の国会で証言してもらいました。そして、「軍事色は全くない」と強弁しておられます。同盟という大きな臭い言葉の中に、総理の言う「憲法を断固として守る」「集団自衛権は憲法違反である」という立場をいたしたいと思います。

また、ライシャワー発言に続いて、ジョンソン元国務次官が岩国基地から数百メートルの海上に

停泊していた上陸用舟艇に核兵器が貯蔵されたことを明らかにし、それぞれ事前協議がなくても核兵器を運び込むことになつておったのであります。北九州の山田弾薬庫や岩国に核兵器が置かれていたことは動かがたい事実となつたのであります。かくして、沖縄と並んで核の持ち込みに強関する事前協議制度が全く空文であったことに強い怒りを覚えています。事前協議がなかつたから核は持ち込まれていなかつたなどといふ白々しい説明はもう通らなくなりました。歴代自民党内閣は国民を欺瞞し続けてきましたが、許されません。これでも、通り一遍の、いまでもアメリカを信頼しているからという、その場限りの答弁で済みますかどうか。改めて事前協議に対する政府の決意をお聞かせください。

日米首脳会談の解釈をめぐり、政府部内の不手際の責任をとる形で伊東外務大臣が辞任いたしました。すなわち、共同声明の内容をめぐって鈴木総理と伊東外相の同窓解釈が食い違い、追い打ちをかける形で、総理、あなたから共同声明作成と発表手続についての不満が漏らされたのであります。すなわち、レーガン大統領との二度目の会談が終わらないうちに共同声明を出すのはおかしいと言い出し、しかも二度目の会談の中身が共同声明に十分に反映されていないといふのであります。外務省首脳の直接的な責任を追及したのでございます。総理、最も重要なとされる二度目の首脳会談の中身が共同声明に反映されなかつたのはどの部分が説明してください。

総理、あなたが最も批判した高島外務次官は伊東外相とともに辞表を出しましたが、今度は問題は一つもないからやめることを思つてまとめてくれと平身低頭お願いいたしまして辞任を撤回してもらつたそです。しかしながら、総理、「同盟」という以上、安全保障度外視できないし、軍事的側面を持つことは当然だ」として、「軍事的意味合いは全くない」というあなたの見解と厳しく対立をいたしました。そして、最高の外務省首

官報(号外)

たことを間違ひございません。一たん辞表を出したのに、頼まれたから、やめるのをやめるというのは全く不自然です。御答弁ください。

総理、あなたも御記憶のこととあります。一九六〇年一月十九日、岸内閣は国民の強い批判をよそに新たに日米安保条約を調印し、事前協議を発足させたのでありますけれども、それ以来、歴代自民党内閣は、だから日本への核持ち込みはないと主張してきたのであります。六七年十二月には、当時の佐藤首相が「核はつくらず、持ち込まず」との国会答弁を行い、その答弁に基づいて非核三原則の国会決議が全党一致で採択されたことは周知の事実でございます。ところが、今回のライシャワー発言では、空母、巡洋艦などのアメリカの核積載艦艇や航空機が日本への寄港、通過を日本政府が知つていたにもかかわらず、これを黙認しており、日本国民には事実を知らせないで非核三原則を盾にしてこまかすことには、もう許されないと警告を発しているのであります。

総理、このライシャワー発言は、わが国の国民的合意である「非核三原則」を有名無実なものにし、日本国内への核持ち込みのみならず、日本の核保有化に道を開こうとするレーガン大統領の企図を代弁しているもの以外の何物でもないと考えるのであります。私は、このライシャワー発言を考えるとき、今回の共同声明における「日米両国の同盟関係」について、日米首脳間ににおける合意と國を代弁しているもの以外の何物でもないと考えるのであります。私は、このライシャワー発言を機の通過については、事前協議の道が開かれており、日米間で現実的に対応すると述べられたのであります。この真意は何かということになります。仮にアメリカ側から事前協議に基づいて核積載の艦艇を日本に寄港させるという通告のあった場合、総理はイエスと言ふのかノーと言ふのか、

ださい。

また、テロック退役元米軍少将によれば、太平洋に配置された米軍戦略核及び戦術核弾頭は合計一千発を超え、その運搬手段は艦艇百二十二隻、航空機六百八十四機と數えられております。これらの艦艇及び航空機は日本周辺を通過したり寄港

したりしているのみならず、横須賀の市民が写真に撮って記録したところによれば、核弾頭が陸揚げされ、弾薬庫に輸送されたということまでが報道されております。こうした事実はこれまであります。たのかなかったのか、あつたとすれば事前通告がたず、持ち込まずとの国会答弁を行い、その答弁に基づいて非核三原則の国会決議が全党一致で採択されたことは周知の事実でございます。ところが、今回のライシャワー発言では、空母、巡洋艦などのアメリカの核積載艦艇や航空機が日本への寄港、通過を日本政府が知つていたにもかかわらず、これを黙認しており、日本国民には事実を知らせないで非核三原則を盾にしてこまかすことには、もう許されないと警告を発しているのであります。

ださい。

また、テロック退役元米軍少将によれば、太平洋に配置された米軍戦略核及び戦術核弾頭は合計一千発を超え、その運搬手段は艦艇百二十二隻、

海里、シーレーンにして一千海里という具体的な防衛範囲を明らかにいたしました。これは日本国

内ではしばしば言つてゐる言葉だと言われても、首脳会談において日米軍事同盟と日米防衛分担関係が約束されたと思つてゐるアメリカ国民が多い中

で発言したのでありますから、貴重な約束と映るのは当然です。シーレーン防衛に対する総理の見

解をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、日米共同海軍演習及び原子力潜水艦

ジョン・ワントン号の當て逃げ事故についてお伺いいたします。

まず、秋田沖、北海道積丹沖において漁民のマ

スはえなわ漁網を不當にも連日にわたつて切断し、漁民の生活と生命を脅かしたアメリカ艦隊

は、あえてオホーツク海を通つて日米海軍合同の演習のために日本海に入ってきたのであります。

この事実の示してゐることは、ワインバーガー米国防長官がアメリカ上院の軍事委員会で証言してゐるようだ。ヘルシャワー海岸でソ連が武力攻撃に訴えた場合、米海軍は北太平洋並びに北大西洋においてソ連に対しても同時に多発の報復を行う訓練などをあります。

総理並びに防衛省長官は、きわめて狭い日本海

を演習場として選んだ理由と、演習中止決定から

演習中止まで十九時間も費しておられます理由。私たちは、昨日、日本海のサケ・マスはえなわ漁業

協同組合の皆さんと三時間にわたりて懇談をいたしました。三十六隻のはえなわ漁船団の中にアメリ

カの軍艦が突っ込んでくる、そうして、はえな

わをズタズタに切つてくる。魚をとるよりも自分

の一人であることは間違ひございません。一たん辞表を出したのに、頼まれたから、やめるのをやめるというのは全く不自然です。御答弁ください。

総理、あなたも御記憶のこととあります。一九六〇年一月十九日、岸内閣は国民の強い批判をよそに新たに日米安保条約を調印し、事前協議を発足させたのでありますけれども、それ以来、歴代自民党内閣は、だから日本への核持ち込みはないと主張してきたのであります。六七年十二月には、当時の佐藤首相が「核はつくらず、持ち込まず」との国会答弁を行い、その答弁に基づいて非核三原則の国会決議が全党一致で採択されたことは周知の事実でございます。ところが、今回のライシャワー発言では、空母、巡洋艦などのアメリカの核積載艦艇や航空機が日本への寄港、通過を日本政府が知つていたにもかかわらず、これを黙認しており、日本国民には事実を知らせないで非核三原則を盾にしてこまかすことには、もう許されないと警告を発しているのであります。

総理、これまで核を積んだ艦艇や航空機の通過または寄港があつたかどうか、アメリカ政府に照会することを拒否しております。これは明らかに真相究明をしようとした姿勢であると言わざるを得ないのであります。鈴木総理、あなたはアメリカ政府に照会して真相究明をする意

思があるかどうか、お答えいただきたいのであります。

また、テロック退役元米軍少将によれば、太平洋に配置された米軍戦略核及び戦術核弾頭は合計一千発を超え、その運搬手段は艦艇百二十二隻、

海里、シーレーンにして一千海里という具体的な防衛範囲を明らかにいたしました。これは日本国

内ではしばしば言つてゐる言葉だと言われても、首脳会談において日米軍事同盟と日米防衛分担関係が約束されたと思つてゐるアメリカ国民が多い中

で発言したのでありますから、貴重な約束と映るのは当然です。シーレーン防衛に対する総理の見

解をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、日米共同海軍演習及び原子力潜水艦

ジョン・ワントン号の當て逃げ事故についてお伺いいたします。

まず、秋田沖、北海道積丹沖において漁民のマ

スはえなわ漁網を不當にも連日にわたつて切断し、漁民の生活と生命を脅かしたアメリカ艦隊

は、あえてオホーツク海を通つて日米海軍合同の演習のために日本海に入ってきたのであります。

この事実の示してゐることは、ワインバーガー米国防長官がアメリカ上院の軍事委員会で証言してゐるようだ。ヘルシャワー海岸でソ連が武力攻撃に訴えた場合、米海軍は北太平洋並びに北大西洋においてソ連に対しても同時に多発の報復を行う訓練などをあります。

総理並びに防衛省長官は、きわめて狭い日本海

を演習場として選んだ理由と、演習中止決定から

演習中止まで十九時間も費しておられます理由。私たちは、昨日、日本海のサケ・マスはえなわ漁業

協同組合の皆さんと三時間にわたりて懇談をいたしました。三十六隻のはえなわ漁船団の中にアメリ

カの軍艦が突っ込んでくる、そうして、はえな

わをズタズタに切つてくる。魚をとるよりも自分

の命がこわいから逃げた、逃げるにも逃げられなかつたということを実感として、このことをせひ國会で発言していただきたいと私たちは要請を受けたのであります。みずから、はえなわが今度切れたら責任をとると言明いたしました大村防衛庁長官は、どんな責任をとるのか。よもや、うそをつかないと思うのでありますが、漁網切断に対する補償とあわせて責任のとり方について説明をしてください。

また、原潜當て逃げ事故について、総理は中間報告のあったことを大きく評価しておられますのが、問題のそれ違いです。たとえ交戦時に相手の艦船を沈めても、人道的立場に立つて人命救助をするのに、今回は当て逃げで、犯罪的行為です。状況の正確な確認と補償を強く要求いたします。

總理、「勁松は歲の寒さに彰わる」と言います。松は風雪に耐え、敢然として線をたたえるのであります。安易に時流に流されることなく、日本の平和と安全のためのリーダーシップを發揮していく。すなわち、一切の核の寄港、通過を含めて、国民の不安が一掃され、問題の解明されまで、あらゆる艦船の日本寄港及び軍用機の飛来を拒否すべきであります。が、最後に總理の御答弁を要求いたしまして、私の質問を終わります。

なお、青木議員御指摘の、私のワシントンのプレスクラブにおける発言は、わが国周辺海域における必要最小限の防衛力整備の目標に言及したものであり、国会でもしばしば御説明しておられるのであります。いずれにせよ、集団的自衛権とは無関係のものであります。

次に、エルズバーグ氏を証人として国会に喚問せよとの御意見であります。

この問題は、最終的には国会の御決定になることとであります。が、エルズバーグ氏の発言は、基本的に伝聞や記憶に基づく一私人の発言であることと、核の持ち込みについての事前協議に関する約束については、米国もこれを誠実に履行していることについては如何に疑いを入れないと考えらるること等の理由により、その必要はないものと考えております。

次に、日米共同声明についてであります。

日米共同声明につきましては、これまで国会においてたびたび申し上げているとおり、その内容につきましては、私も十分目を通し、私の責任において最終的に決裁したものであります。その内容も、相互安全保障の視点、わが国の防衛問題、軍備管理及び軍縮の問題、自由貿易体制の堅持など十分私の考え方を取り入れられており、満足いたしております。

次に、伊東君の辞任問題につきお尋ねがございました。

伊東外務大臣の辞任につきましては、私と伊東大臣との間に考え方の相違などがあつたわけではありません。したがって、伊東君に対しては私は強く慰留した次第でありますが、それにもかかわらず、辞任という事態になつたのはまことに理解不能なことでありました。しかし、これはあくまで國內問題であり、これによりわが国の対外関係に大きな影響があるとか、ましてや國際的信用に影響が出てくるといったことはありません。この点は明確に申し上げておきます。

次に、核に関する事前協議制度についてお答えを

安保条約の核に関する事前協議制度のもとにおいては、いわゆる艦船による核持ち込みを含め、核の持ち込みに該当する場合はすべて事前協議の対象となっております。これは日本政府の従来からの見解であり、いまも変わっておりません。二十日にマンスフィールド大使が園田外務大臣に対し、今回のライシャワー発言という背景の中で、昭和四十九年十月にラロック発言との関連で当時のインガソル国務長官代理によって表明された米政府の見解をみずから確認しております。

政府は、以下申し述べたところから、これまで核持ち込みが行われたことはないことを確信しております。したがって、米国に調査団を派遣するなどの措置も必要ないと存じます。

政府として非核三原則を今後とも堅持していくことは、従来から国会においても答弁申し上げてきているとおりであります。核持ち込みについての事前協議が行われた場合には、いかなる場合にも常にこれを拒否する所存であります。

他方、核の脅威に対する抑止力につきましては、これを米国との安全保障体制に依存するとの方針に変わりはなく、非核三原則とこのようなわが国の国防の基本方針の間に矛盾があるとは考えません。この点は米国も十分理解しているものと考えます。

最後に、今回の日本海における日米共同訓練についてであります。

日米共同訓練は、わが国の安全のために必要なものであります。が、今回の訓練実施の時期に漁具の破損事故が発生するという結果が生じましたことはまことに遺憾なことであります。今後はこのようなことがないよう、訓練と漁業とを円滑に両立させるため適切な措置をとるよう指示いたしましたところであります。

なお、漁業者の被害の補償については、関係省庁で綿密な検討を行い、国民の納得が得られるよう努力していきたいと考えております。

○國務大臣園田直君登壇、拍手） 残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたさせます。（拍手）

〔國務大臣園田直君〕 重複を避けてお答えをいたします。

高島次官は、伊東前大臣と時を同じやうして辞表を提出しておりましたが、外交問題が山積をしておる今日、事務次官まで交代することは大変なことでござりますので、總理並びに私の慰留に基づいてその任にとどまることになったわけであります。

次に、ライシャワー発言にあるような核載載艦、航空機の寄港、領海通過は事前協議の対象としないという口頭了解は存在いたしておりますません。

次に、原潜の問題であります。原潜の問題は、すでに経過の報告については潜水艦の責任者から方面艦隊司令長官に提出をされ、方面艦隊司令長官からワシントンに提出されて最終の整理をしている段階ということがマансフィールド大使から私に話がありました。補償についても当然これか事務的にそれぞれ進めておりますから、こちらの期待するところに進むものと考えております。はえなわの問題についても、すでに米国政府からは補償、損害、具体的ないろいろな問題等についてその資料を提出してもらいたいという申し出をしておるので、それがあり次第、米政府でもそれを検討するということとござります。（拍手）

〔國務大臣大村義治君登壇、拍手〕

○國務大臣（大村義治君） 日本海における日米共同訓練についてお尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

まず、なぜこの時期この海面を選んだのかといふお尋ねでございますが、訓練計画の作成段階から今回の訓練海域周辺で漁船が操業していることは承知していたところであります。が、戦術技能向上のためには異なった条件の時期及び海域で訓練を行うことも必要でありますから、日米双方の練を行なうこともありますから、日米双方の

訓練日程の調整の結果、この時期この海域で訓練をすることとなつたのであります。したがいまして、今回の訓練は対ソ戦略といった特別の意味があるわけではございません。

なお、この際、漁船の操業に極力影響を避けるという観点から、大和堆を避けて海域を決定し、当初予定していた射撃訓練も中止した上で訓練を実施することいたしました次第でございます。

次に、被害状況についてお尋ねがございました。

## 官 報 (号 外)

水産庁からは、本年五月十四日からこれまでの間、北海道積丹沖等において、はえなわ切断で七十四隻、流し網切断で六隻に被害があつたとの情報を得ております。

これらの事故は、自衛艦によるものではないと考えられるものの、日米共同訓練の後半に参加する米軍艦艇やソ連艦により発生した可能性があると言われており、事実とすればまさに遺憾であります。防衛庁といたしましては、先ほど総理から御答弁もございましたとおり、被害者の方々への補償が速やかに行われるよう関係省庁と緊密な連絡をとりながら最善の努力を払うほか、今後の日米共同訓練の実施に当たっては、米側に対する漁業情報の提供に努める等できる限りの措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、防衛庁としては、諸般の事情を慎重に検討しました結果、今回共同訓練について五月二十二日十六時をもって中止したところであります。

次に、この訓練に関する私の責任についてお尋ねがございました。

私いたしましては、被害者の方々への補償が速やかに行われるよう、関係省庁と緊密な連絡をとりつつ最善の努力を払つてまいりたいと考えております。

また、諸般の事情を慎重に検討しました結果、私の責任と判断により中止の方針を決定し、米側とも調整した上で、今回の共同訓練を五月二十二日十六時をもって中止したことになり、二十一

日十六時をもって中止することとしたところであります。

なお、今後このような訓練を実施する場合には、諸般の事情を十分考慮の上、国民の理解と協力を得て円滑に行えるよう措置していくのが私は譲せられた責任であると考えております。

五月二十一日の午後九時ごろに日米共同訓練の中止の方針について日米双方が合意しましたので、直ちに中止態様の細部調整に入り、五月二十二日前三時に調整を終了し、日米それぞれの部門手続を経て午前七時に訓練部隊へ命令を伝達し、同日十六時をもって訓練を打ち切ったものであります。が、決定から中止に至るまでに時間を要しましたのは、精緻に計画された訓練を突然打ち切ることには困難と危険を伴うので、かなり先に中止時期を設定し中止に向けての体制をつくること、及び指揮権が別個である米軍との間の調整を行いうことが必要であるという理由からございました。(拍手)

○議長(徳永正利君) 多田省吾君。

「多田省吾君登壇、拍手」

○多田省吾君 私は、公明党・国民会議を代表して、核持ち込み等に関する問題について、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

このたびのライシャワー元駐日大使のわが国に対する核持ち込みの発言に加えて、新たにジョンソン元国務次官、エルズバーグ氏等により、日米安保改定後も岩国沿岸に水爆が持ち込まれていたという衝撃的な事実が明かされ、さらに緊急事態の場面には、安保条約を無視しても日本を核兵器の発進基地にするという計画があったことが暴露され、非核三原則の崩壊、安保条約違反という重大問題が相次いで明らかにされております。もしこれが事実なら、日米安保条約の事前協議も非核三原則もすべて虚構であったことになり、二十一

年頃、歴代の自民党政府は、国民の平和と安全に接いたします。最も重要な核持ち込みで、国民を全面的に防ぐことになるのです。

わが国は世界でただ一つの核被爆国であり、核兵器全廃と国是とも言うべき非核三原則の厳守は、まさに、平和憲法を持ち、平和を求める日本は、まさに、平和憲法を持ち、平和を求める日本が得て円滑に行えるよう措置していくのが私は譲せられた責任であると考えております。

次に、中止措置以降の経緯について時間がかかったのではないかというお尋ねがございました。

五月二十一日の午後九時ごろに日米共同訓練の中止の方針について日米双方が合意しましたので、直ちに中止態様の細部調整に入り、五月二十二日前三時に調整を終了し、日米それぞれの部門手続を経て午前七時に訓練部隊へ命令を伝達し、同日十六時をもって訓練を打ち切ったものであります。が、決定から中止に至るまでに時間を要しましたのは、精緻に計画された訓練を突然打ち切ることには困難と危険を伴うので、かなり先に中止時期を設定し中止に向けての体制をつくること、及び指揮権が別個である米軍との間の調整を行いうことが必要であるという理由からございました。(拍手)

次に、二十二日の衆議院本会議でわが党の矢野書記長が、ジョンソン元国務次官及びニッソウ元防次官が一九六一年に米軍岩国基地から数百メートルの海上に停泊した上陸用舟艇に原爆が積載された事実を明らかにしたことについて、直ちに政府に調査を要求し、総理も外務省に検討させると確約いたしましたが、調査はどうのように進んでいます。

その後のジョンソン氏やエルズバーグ氏等の証言やメモによれば、岩国沿岸の核兵器とは水爆であります。

あり、その発見者はライシャワー大使で、マクナマラ国防長官が沖縄基地にその水爆を移そうとしたところ、パーカー海軍作戦部長の抵抗で移せず、水爆はそのまま岩国沿岸に少なくとも一九六七年まで配置されており、一部は岩国基地に陸揚げされたという事実が明かにされています。

さらに、エルズバーグ氏のメモによれば、安保改定後の一九六一年当時の米核戦略は、緊急事態の場合は、安保条約を無視しても日本を核兵器の発進基地にするという計画があつたことが暴露されました。

しかし、ライシャワー教授は、安保改定直後の駐日大使として日米の実情には特に詳しい方であり、すでに本年一月発刊の四百三十ページに及ぶ有名著書「日本・一つの国の物語」第三版にも次

照会するのは当然のこと、レーガン米大統領に接いたします。最も重要な核持ち込みで、国民の前に真実を明らかにする責任があります。特にジョンソン氏は米国の職業的外交官であり、駐日大使、國務次官も務めた影響力の大きい方であり、いろいろ言いわけをして米国への照会を拒否するのは断じて許せません。非核三原則の国会決議の重要性も踏まえて、総理の断固とした対応を重ねて強く要求いたします。

従来、わが国に対する核持ち込みの疑惑については、わが党も昭和四十三年の米軍基地総点検にいたことを指摘してまいりましたが、最近も各方面から核持ち込みの疑惑が相次いで出されており、沖縄の知花弾薬庫、嘉手納基地、山口の岩国基地等に核兵器 M.K.101 核爆雷ルル等が貯蔵されています。

続き、昭和四十七年、四十九年、五十年等にわたり、米軍基地周辺の方々はもとより、全国民の不安はつる一方で、政府不信の声も高まっております。

しかも、沖縄や岩国には核兵器を貯蔵できる敵対する施設が残されており、核事故想定の防災訓練等も行われております。このように、現在も核持ち込み、貯蔵について疑惑の強い沖縄、岩国、横田、横須賀、北九州の山田弾薬庫等の米軍基地の総点検を政府の責任で行い、国民の不安を一掃すべきであると思いますが、総理に明確な方針があるかどうかお伺いしたい。

次に、ライシャワー元駐日大使の、日本政府も核の寄港や通過を知っていたという、いわゆる核持ち込み発言に驚いて、鈴木内閣は躍起になつてこれを否定し、宮澤官房長官は、ライシャワー氏の病気、老齢化を理由に記憶違いと決めつけております。

しかし、ライシャワー教授は、安保改定直後の駐日大使として日米の実情には特に詳しい方であり、すでに本年一月発刊の四百三十ページに及ぶ有名著書「日本・一つの国の物語」第三版にも次

鈴木総理は、これらの重大問題を米国に正式に

このようにライシャワー教授が心を込めて執筆している内容といい、最近の確信に満ちた一連の核持ち込み発言といい、相当の決意と信念と責任を持って次々と証明されております。総理はそれでも全然信用できないと断定されるのですか。思われます。その後もライシャワー氏発言は、日米関係に詳しい米国務、国防両省の元高官等によつて次々と証明されております。

また、昭和三十八年当時のライシャワー大使が、本国の訓令に基づき、大平外相に核積載艦の寄港について申し入れた会談の内容を報告した、ファイルされた公電があり、それを米元政策担当者が読んだと証言しておりますが、この問題も隠すのではなく、速やかに米国に照会して真実を確認すべきであると要要求いたします。

そして、これら一連の核持ち込みの事実解明のために、ライシャワー氏、ジョンソン氏、エルズバーグ氏の来日と国会での証言を求め、解明を要いたします。先ほども言われましたように、でにエルズバーグ氏は求められれば日本の国会に出席して証言する用意があると語っております。

自民党総裁としての総理の所見を求めます。

次に、今回のライシャワー氏発言の根幹である「核持ち込みの中に、寄港、領海通過が含まれるかどうか」という具体的な問題に肝心の日米合意が明確になされているかどうかをわめて疑わーく、日本政府は、その根拠として、昭和三十五五年

す。すなわち、その要旨は、「核兵器の持ち込み、日本人の間の解釈に相違がある。日本政府は余りにも懾病過ぎて、核持ち込み禁止は領海通過の米軍艦に適用されないと、米国側の正しい解釈を説明することができず、ただ米国は協定に忠実に行動するだろう」という逃げ口上的な声明だけが類似りであった」とその本に書いており、すでにこでも、日本政府は憶病のゆえに、承知の上で日本国民をだまし続けてきたのだと言っているのであります。

の安保条約第六条の実施に関する交換公文と、昭和三十五年からあつたとして昭和四十三年に明文化された藤山・マッカーサー口頭了解及び昭和五十年の米側へ照会した英訳文などを挙げておりますが、そのいづれにも「寄港、通過も核持ち込みになる」とは明文化もなく、確認もされておらず、結局、政府は、「米側も了解しているはずだ」とか、事前協議の前提が疑わしいのに「事前協議がないから核持ち込みはない」と繰り返しているのは、全く国民を愚弄する讒弁であると言わざるを得ないのであります。

になつたと思ひますが、総理はこの責任をどう感じておられるのか、再度お聞きしたい。

また、日米合同演習の再三にわたるはえなわ等の漁船切断事故の被害に対する補償問題についてお伺いいたします。

補償は、単なる見舞い金でなく、漁民の方々が納得できる完全補償であるべきだと思いますが、現在どのように進んでおりますか。

さらに、日米合同演習の中止の際の不手際、中止まで十九時間もかかり、やるべきことは全部やってしまったというようなことは全く納得できませんのがあります。そのいきさつと今後の対策について説明願いたいと思います。

以上、わが国の重大な平和維持にかかる核持ち込み問題を中心質問いたしましたが、総理並びに関係大臣の真摯な答弁を強く要求いたしまして、質問を終わります。(拍手)

「国務大臣（鈴木善幸）」お答えいたします。  
わが国は、平和国家として、これまで国連等の場において核軍縮の促進を強く訴えてきていたことは、多田議員も御承知のとおりであります。また、非核三原則につきましては、わが国が誠実に遵守すべき基本政策の一つとして、これを引き続き堅持してまいる決意であります。

次に、岩国基地やエルズバーグ発言に関する報道についてお尋ねがありましたら、安保条約の核

に關する事前協議制度のもとにおいては、いわゆる艦船による核持ち込みを含め、核の持ち込みをする場合に該當する場合はすべて事前協議の対象であります。これが日本政府の従来からの見解であり、いまも変わっておりません。

この点につきましては、従来より申し上げていいとおり、事前協議に關する交換公文の規定及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解からして十分に明らかであると政府は考えており、また、米国政府が安保条約上の誓約を遵守することを繰り返し確言していることは御承知のとおりであります。

また、去る二十日、マンスフィールド大使が國田外務大臣に対し、今回のライシャワー発言という背景の中で、昭和四十九年十月にラロック発言との関連で当時のインガソル國務長官代理によって表明された米政府の見解をみずから確認しております。したがいまして、これまで米側が事前協議を行ってきてない以上は、核が持ち込まれたというような事実はないとして考えております。

なお、矢野書記長が提起された問題につきましては、その後事務当局に検討させた結果、御指摘の発言は、基本的には伝聞や記憶に基づくものであると考えられますので、この問題について米国に確認する必要はないと考えております。エルズバーグ発言につきましても同様であります。

次に、沖縄、岩国等の基地の総点検を実施せよとのお話でありましたが、すでに述べましたとおり、安保条約いかななる核兵器の持ち込みも事前の協議の対象とされており、事前協議に関する約束を履行することは米国にとって安保条約上の義務であります。政府としては、安保条約が日米両国の信頼関係に基づいている以上、米国のかかる約束が履行されていることに何ら疑いを有しておりません。

また、米政府は、從来から安保条約及び関連取り決めるに基づく日本に対する約束を誠実に遵守してきている旨明言してきております。したがいまして、政府としては、米軍に提供している施設区域の総点検を行うようなことは考えておりません。

また、ライシャワー氏等の国会における証言を要請する問題につきましては、これは最終的には国会がお決めになることとございますが、私としては、以上申し上げました理由により、また、これらの発言がいづれも一私人としての発言であり、具体的には伝聞や記憶に基づいて行われたものでありますことからがみまして、その必要はないと考えております。

次に、伊東外務大臣の辞任についてでござりますが、先ほど青木議員にお答えを申し上げたとおりでございますので、御了承をいただきたいと思います。

残余の問題につきましては所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

【國務大臣國田直君登壇、拍手】

○國務大臣(國田直君) お答えを申し上げます。

去る二十日、マンスフィールド駐日大使が私と

会つた際、向こうから、いま總理がおっしゃいま

したとおりに、ライシャワー発言という背景の中

で、昭和四十九年十月にラロック発言との関連で

当時のインガソル国務長官代理によって表明され

た米政府の見解をみずから確認してきた次第であ

ります。ライシャワーあるいは元米国政府高官の

発言、そういう意味であります。特に米側が

高官の発言はまた聞きと記憶によるということで

ありますから、米政府はこれは一民間人の発言で

あるからノーコメントである、こういうことを

申しておりますので、私の方からこの問題につい

て照会する考えはございません。また、新たなる

交換文書をつくることも考えておりません。

（拍手）

【國務大臣大村義治君登壇、拍手】  
大臣等と十分協力をして、速やかに行われるよう

に努力をいたします。(拍手)

【國務大臣國田直君登壇、拍手】

○國務大臣(大村義治君) 日本海における日米共

同訓練の被害状況等についてお尋ねがございまし

た。お答えいたします。

水産庁から、本年五月十四日からこれまでの

間、北海道積丹沖等において、はえなわ切斷が七

十四隻、流し網切斷で六隻に被害があつたとの情

報を得ております。

これらの事故は、自衛艦によるものではないと考

えられますものの、日米共同訓練の後半に参加

する米軍艦艇やソ連艦により発生した可能性があ

ると言わており、事実とすればまことだ遺憾で

あります。防衛庁といたしましては、總理大臣並

びに外務大臣からお答えございましたが、被害者

の方々への補償が速やかに行われるよう関係省庁

と緊密な連絡をとりながら最善の努力を払う所存

でございます。

また、中止が決まってから行われるまでに時間がかかり過ぎたではないか、こういう御質問でござりますが、防衛庁といたしましては、諸般の情勢にかんがみ、五月二十一日の午後九時ごろに日本共同訓練中止の方針を決めたのでございます。

その点につきましては、直ちに中止態様の細部調整に入りましたので、直ちに中止態様の細部調整に入

り、二十二日の午前三時に調整を終了し、日米そ

れぞれの部内手続を経て午前七時に訓練部隊へ命

令を伝達し、同日十六時をもって訓練を打ち切つ

たものであります。

時間を使しましたのは、精緻に計画された訓練

を突然打ち切ることにいたしますと、かえって

困難と危険を伴うことになりますので、ある程度

幅を見て先に中止時期を設定し中止に向けての体

制づくりを進めること、及び指揮権が別個である

米軍との間の調整を行うために時間が必要だった

という理由からでございます。

防衛庁といたしましては、今後の日米共同訓練

の実施に当たっては、海上自衛隊が漁業の安全操

業に配慮することは言うまでもないところでござ

いますが、米側に対する漁業情報の提供に努める

等、事故防止のためできる限りの措置を講じてま

りたいと考えております。(拍手)

【國務大臣國田直君登壇、拍手】

○國務大臣(國田直君) お答え申し上げます。

ただいま農林水産省といたしましては、補償の

基準になりますところの被害の実態の調査を急い

でおります。この被害調査ができる次第でござ

ります。ただいま外務大臣、防衛庁長官、總理からも

御答弁がありましたとおり、できるだけ漁民の諸

君の納得のいくような補償をしていかなければな

らないと、こう考えておる次第でございます。

藤山・マッカーサー口頭了解、インガソル国務長

御承知のように、公海上の補償問題、漁業補償

の問題は、被害者から加害者へ要求をして解決す

るという性格のものではありますけれども、今回

をとっても通過、寄港については明記されてお

らず、二十一日の国会答弁で外務省自身、「領海通

過と特定して取り上げた合意はない」と言明して

いるではありませんか。それでも通過、寄港も対

象だというなら、それは一体どこに明示されていますか、いつ、どういう交渉を通じて日米側の合

意を見たのか。日本政府の一方的解釈ではない

うに見られておりますので、特に米側からは、確

立した経路を通じて処理したい旨の回答も来てお

りますので、損害補償は被害額の確定を急いで在

ります。できるだけ速やかに、十分な補償の

大きさであります。(拍手)

○議長(徳永正利君) 市川正一君。

【市川正一君登壇、拍手】

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、核

兵器持ち込み問題に関して、總理並びに外務大臣に

質問いたします。

○市川正一君 登壇、拍手

三原則のじゅうりん、核持ち込みの事実が次々と

明るみに出ているにもかかわらず、なおかつ總理

は、本日もそうありますが、何を聞いても「事

前協議がない以上、核兵器の持ち込みはあり得な

い」「アメリカ政府を信頼しており、確かめる必要

はない」この一本やりで燐暗の論理を繰り返すだ

けであります。しかし、事柄は、アメリカの原爆

によって広島、長崎で数十万人のとうとい命を奪

われたわが国が、いまそのアメリカの核戦略の提

出點にされているかどうか、まさに日本の平和と安

全、国民の生命に直接かかる重大問題であります

。総理にそういう認識が本當にあるならば、国

民の疑惑と不安に一国の宰相としてまともに答えるべきであるということを、まず厳しく指摘しなければならないのであります。

最初に、核兵器の通過、寄港は、政府が言うよ

うに、日米間で明確に事前協議の対象になつてい

るのかどうかの問題であります。

その第一点、政府は、岸・ハーダー交換公文、

核軍艦、こう記述しております。現にクレーター

官代理による米国政府見解等々を挙げて、事前協議にかけられると述べています。しかし、そのど

うに、日米海軍法務部を通じて要求することにならうかと思います。できるだけ速やかに、十分な補償の大きさであります。(拍手)

第三点。あくまで核の通過、寄港が日米間で事前協議なしに核の通過、寄港が行われた場合、それが日米安保条約及び関連取り決めのどの条項、

どの文言に違反するのか、政府の見解を明確にし

ていたみたい。

第三点。鈴木總理は、核持ち込みの事前協議に

対し、たとえそれが有事の際にも「ノー」だと言明されたが、そのことをアメリカ政府に公式に伝えた。アメリカ政府もそれを了解しているのかどう

か。

第四点、ライシャワー元大使は、一九六三年一月、訓令に基づく公式会談として当時の大平外相と会談し、「イントロダクションには領海通過、寄港は含まれない」との米国政府見解を伝え、大平外相も「わかった」と答えたという事実を明らかにしています。しかも、この会談の結果は国務省に報告し、記録が残っているとも語っています。

これは通過、寄港をめぐる日米交渉の重要な記録の一つでありますので、この際アメリカ側に照会しています。しかし、この会談の結果は国務省に

していません。しかし、この会談の結果は国務省に



官 報 (号 外)

持ち込みは専門知識の交換となることはしないにしても、日米間のやりとりの詳細については外交慣例上公然と表しないのが通例でございますから、御理解を願いたいと思います。

次に、非核三原則、これが答辯、審議、これが答辯、審議でありますから、これは繰り返すことはいたしませんが、その後、しばしば会談、かつまた二十日のマンスフィールドから私に発言されたことから言いましても、米国は日本との約束を遵守しているものと私は考えます。

る大平・ライシャワー会談は承知しておりません。ライシャワー氏は駐日大使を務められた方でありますけれども、現在は責任のない一民間人でありますから、これについて照会する考えはありません。

佐藤・ニクソン共同声明第八項で言われているのは、米側が沖縄のいわゆる核抜き返還を実施することは、米側が沖縄のいわゆる核抜き返還を実施することをうたつものであり、この中で「事前協議制度に関する米国政府の立場を書すことなく」と言つておりますのは、返還後の沖縄への核兵器の持ち込みは、日本の他の地域の場合と同様、安保条約に基づき事前協議の対象となる問題であることを米国政府の立場として念のために確認したものでございます。

次に、しばしば言いますとおりに、香港、通商は事前協議の対象でありまして、今後もいささかでも変わることはございません。したがいまして、政府は、核の持ち込みについては不明確な点はなく、今までいろいろ会談をいたしました結果、従前どおりでよいと考えております。

ミッドウェーの問題でありますか 委保系統の  
核に関する事前協議制度のもとにおいては、いわ  
ゆる艦船による核持ち込みを含め、核の持ち込みが  
に該当する場合はすべて事前協議の対象でありま  
す。これが日本政府の従来の見解であり、米政府

もこれを理解するところであります。したがいまして、ミッドウェーの問題については、従来から十分に明らかであると考え、その上に、マンスフィールド大使が二十日、私に対し、今回のライシャワー発言という背景の中で、昭和四十九年十月にラロフク発言との関連で当時のインガソル国務長官代理によって表明された米政府の見解をみずから改めて確認してきた次第であります。そこで、ミッドウェーの寄港については、従前どおりでよろしいと政府は解釈をいたしております。

次に、三月の予算委員会における質問で、外務省は、核弾頭のコンボーネントは事前協議の対象となると答弁しております。これは御承知のとおり、政府としては、ニードクリア・コンボーネントとは、基本的には、核兵器の構成部分のうち、その核爆発を生ぜしめる核分裂物質または核融合物質が含まれている部分のことであると理解しております。また、これは当然核兵器であり、事前協議の対象となつていることは明らかであります。以上の点については、念のため在京米大使館を通じ米国政府に照会しましたところ、米国政府としても同様の理解を有している旨申し越した次第でござります。

以上、お答えにかえます。(拍手)

---

○議長(徳永正利君) 栗林卓司君。

〔栗林卓司君登壇 拍手〕

○栗林卓司君 私は、民社党・国民連合を代表して、非核三原則に関する諸問題等について總理に質問をいたします。

まずお尋ねをしたいのは、米軍岩国基地沖での核兵器貯蔵問題であります。

最近、真相を知り得る立場にあつた人たちから相次いで事実関係が述べられております。この問題について政府はどういう見解をお持ちでござりますか。

もこれを理解するところであります。したがいまして、ミッドウェーの問題については、従来から申し上げましたとおり、事前協議に関する交換公文の規定及び藤山・マッカーサー口頭了解からして十分に明らかであると考え、その上に、マンスフィールド大使が二十日、私に対し、今回のライシャワー発言という背景の中で、昭和四十九年十月にラローワク発言との関連で当時のインガソル国務長官代理によって表明された米政府の見解をみずから改めて確認してきた次第であります。そこで、ミッドウェーの寄港については、従前どおりでよろしいと政府は解釈をいたしております。

次に、三月の予算委員会における質問で、外務省は、核弾頭のコンポーネントは事前協議の対象になると答弁しております。これは御承知のとおり、政府としては、ニュークリア・コンボーネントとは、基本的には、核兵器の構成部分のうち、その核爆発を生ぜしめる核分裂物質または核融合物質が含まれている部分のことであると理解しておりますから、これは当然核兵器であり、事前協議の対象となっていることは明らかであります。以上の点については、念のために在京米大使館を通じ米国政府に照会しましたところ、米国政府としても同様の理解を有している旨申し越しした次第でございます。(拍手)

事前協議に関する交換公文が署名されたのが一九六〇年一月十九日。しかし、その後も数年間にわたって、岩国基地の沖合いといつても岸からわずかに百数十メートル、まさに陸上にも等しいところに多数の水爆が持ち込まれていたという発言は聞き捨てにしておける問題ではありません。国民の代表として、真相の解明を強く求めておきます。また、日本国民に対しても真相解明の責任を負う者は、日本政府あるいは米国政府のいずれであるのか、お答えをいただきたいと思います。

この水爆持ち込みについて、エルズバーグ氏はこう言っております。「當時米軍はこう考えていました。この水爆は一九六〇年以前からそこに存在していたのです。だから、新たに持ち込まれたものではない。したがって事前協議の対象にはならない。要するに「持ち込み」すなわちイントロダクションをめぐる理解の食い違いが原因だったと言えるでしょう。」、そう述べているわけですが、そういう事実があったのでありますようか。

この「持ち込み」という言葉は、非核三原則の中で最も厳密な理解が求められている部分であります。

なぜなら、「持たず」「つくるず」というのは、日本政府がみずから決意すれば済む問題であります。しかし、「持ち込ませず」というのは他の国が絡んだ問題であります。したがって、「持ち込み」という言葉の定義は、日米間で、あるいは国際的にも明確にしておかなければなりません。しかし、これまで、あいまいなまま放置されてきたのでありますようか、お尋ねをいたします。

ライシャワー博士が米国側の「持ち込み」すなわち「イントロダクション」には「領海通過」も「一時寄港」も含まれていないと発言されて以来、とにかくに言葉の問題が脚光を浴びてまいりました。現在政府は、辞書を片手に防戦これ努めているようあります。しかし、これはまさに愚かなことと言わなければなりません。元来、英語という言

葉は彼らのものであります。日本人のものはありません。彼らがその意味は入っていないと言つたら入つていいのであります。

一方、日本語で言う「持ち込み」の意味は、持つて入るということですから、領海を持って入ることも港を持って入ることもすべて含まれます。もともと幅の広い言葉であります。では、この広い意味を持つた言葉を全く言葉の違う外国人に伝える場合、政府は一体これまでどれほどの努力をしてきたのでありますか、お尋ねをします。

福田元総理が「ジャパン・ソサエティ」で演説をした際には、「インストロデュース」を使い、外務省の海外広報誌「ジャパン・オブ・ツディ」では「エントリー」を使っております。英語の使い方もまちまちであります。しかも、ところで、これだけ広い意味を持つた言葉を説明するのに、たった一つの単語だけで十分だったのでしょうか。ちなみに、領海及び接続水域に関する条約では、領海通過はトラバースであり、海洋法あるいは公海条約における一時寄港はコードルであります。したがって、単にインストロダクションと言うだけではなく、トラベーズあるいはコードルという言葉をとにかく並べ立てながら、「持ち込み」という日本語の意味ができるだけ正確に相手国に伝える努力をすべきではなかったのでありますか。

言葉の異なる国家間について、国の意思を間違いないなく他国に伝達することは政府の重要な責務であります。しかも、非核三原則はわが国が国是として採択した方針であります。しかるに、この非核三原則について、ときどきの気まぐれな翻訳はあつても、政府の権威と責任において決定した正式の翻訳は存在しないであります。ということは、総理、非核三原則というのは、要するに国内向けの文章にすぎないのでありますか、お尋ねをしたいと思います。

次に、この際、物議の種となりました総理の発言問題について、若干真意を伺いたいと思いま

また、総理は、日米の役割り分担、特に防衛面の拡大の問題について、アメリカの肩がわりをかたくなに否定され、自分の庭先ぐらいは自分で守られと説明されました。では、その庭先とは一体どうのことありますか。辞書によれば、庭先とは縁側に近い庭のことあります。海でたとえれば、浜辺に近いところにある海ということでありましょう。周辺海域数百海里、航路帯千海里を説明する言葉としては、庭先は不適切であります。国民はむしろだまされたとさえ思うのではありますまいか。お尋ねします。

また、総理は、帰国後も共同声明に対し不満を漏らされ、首脳外交時代によさわしい共同声明のつくり方を要望されました。しかし、その新しい共同声明のつくり方とは、具体的に言ってどういうものなのでありますか。もしかしたら、総理は、レーガン大統領との会見の議事録のようないものをつけ加えて出せと言いたいのかもしれません。しかし、総理と大統領は通訳を通して会談せん。しかし、総理と大統領は通訳を通して会談してこられたのであります。その通訳の記録がそのまま発表できるものでないことは、いまさら申し上げるまでもありません。また、もしそれを発表しようとしたら、恐らく共同声明の作成に匹敵する時間と努力と手続が必要になるに違いありません。要するに、従来からの共同声明づくりに戻るわけであります。

まず、共同声明について、その重要性をどのように認識しておられるのか伺います。

本来、内容を公表する目的で作成する厳格な文書であります。その中に「同盟関係」という言葉が新たに挿入された点について、これは画期的であり、評価に値するお考えでしょうか。また、共同声明は、発表することにより、その中身を実行する重大な政治的責任が生まれるとお考えですか。かかるに、発表後、ワシントンで「軍事的意味合いはない」ことを強調され、共同声明に水をかける態度をとられたのはなぜでありますか。

米国が有事における核兵器の配置計画を作成するのは当然であります。したがつて、総理は、その計画と日本とのかかわり合いを明らかにすべきであります。お尋ねします。

現在、不幸なことながら、米国及びソ連が艦船用あるいは航空機用として開発をした戦術核兵器の種類はそれぞれ十種類を超えております。軍事常識に従えば、米国及びソ連の艦船、航空機に搭載されているものということになります。これらの艦船、航空機が何らかの事故によって日本に緊急避難を求めてきた場合、総理としてはどうする

する日本米会議に於いて、米大統領と総理が期待を  
すると書いてありますが、では総理は「一体何を期  
待するのでありますか。」  
切りがない質問と思われるかもしません。し  
かし、総理から率直に、しかも納得のいく説明が  
聞けない国民の方がもつとみじめなのであります。  
核の持ち込みに対する総理の発言にしてもまさ  
にそうであります。二転三転したのを目の当たり  
に見せつけられたのであります。また、有事の際  
の核持ち込みはどうかという新聞記者の質問に対  
して、「有事を考へるのは非現実的だ」とさえお答  
えになりました。しかし総理、一国の総理として  
有事の際を考えない方がよほど非現実的かつ無責  
任なのではありませんか。

しかも、一体何を守るのか。油は日本にとって死活にかかる重要な物資であります。しかし、ペルシャ湾から日本へ向かうタンカーの四割は日本の船ではありません。では、その外国船籍の船をも守るのか、それとも日本の船だけを守るのか。日本の船だけを守つていて油の供給に不安はないのか。個別的自衛権の行使にかかる問題としてお尋ねをしなければなりません。

また、共同声明には「防衛力」と書いてあります。レーガン大統領が読む場合と総理が読む場合では意味が違うのか同じなのか。また、共同声明では、六月の安全保障問題に関

○國務大臣（鈴木善幸君）　お答えいたします。  
岩国基地沖のLSTに核があつたというジョンソン元国務次官の発言やエルズバーグ博士の発言などについては、私も報道を通じて承知しております。しかし、これらはいずれも基本的に伝聞と記憶に基づいて発言がなされているものであり、政府といたしましてはこの種の事柄について一々米国側に照会を行う考えはありません。  
なお、いわゆるイントロダクションの中に、寄港、通過が含まれていることにつきましては、米

御所存ですか、これは人道問題であります。  
もとより非核三原則は唱えてさえいればよいと  
いうものではないはずであります。いかなる政策  
でも実施に当たっての問題点を煮詰め、個々に解  
決していつて初めて現実に機能し得る政策になる  
のであります。これは主として政府の責任であり  
ます。しかし、政府は、口では非核三原則を誓い  
ながら、この三原則を現実化するための努力を  
怠ってきたのではないか。もしそうでない  
というのなら、一休これまで何を詰めてきたの  
か、これから何を詰めていこうとするのか、具体  
的に説明していただきたい。

なお 非核三原則の翻訳に「あましへは 徵措  
措の持ち込ませず」という点を含め、その趣旨が十分  
明確に伝わるよう遺漏なきを期してまいったと  
ころであります。

次に、先般の日米共同声明についてお答えいた  
します。

今日の日米関係は、民主主義及び自由というう  
由世界が共有する基本的理念の上に築かれている  
こと、そうして日米両国は、今日の多難な国際社  
会において互いに協力して、世界の平和のために  
貢献していく責任を有しております。今回の共同

うのが政府の考え方であります。  
次に、いわゆる持ち込みという言葉についてお尋ねがございました。  
この問題をめぐつていろいろ議論があるようであります。この場合、日本語の持ち込みは英語のイントロダクションに当たり、そこには領海通過も寄港も含まれていて、ということにつきましては、すでに御説明したとおりであり、日米間に了解の違いがないものと考えております。  
もとより、栗林議員も御指摘のとおり、お互いに使用する言語を異にする他国との外交交渉においては、言葉の持つ重要性は大きく、この点を十分考慮しなければならないことは当然であります。

合衆国軍隊の装備における重要な変更を事前協議の対象とする交換公文、いわゆる岸・ハーダー交換公文の規定及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解からして十分に明らかでありまして、この点に関して、日米間に了解の違いはないものと考えます。

また、もともと存在していた核については、いわゆる持ち込みに当たらないのではないかなどの議論が一部にあります。そのようなことは考えられないことであります。いずれにせよ、純理論的に申せば、仮にもともと存在していたといだししても、それはその後設けられた事前協議制度によつて、その時点での余されることとなるといふ

声明では、このような責任を有する両国の特別に緊密な総合的関係を同盟関係と表現した次第であります。これは、いわば当然のことと確認したものであり、今般日米関係を同盟関係と表現したからといって、それが現在の日米関係の枠組みを変えるような新たな軍事的意味を持つものではございません。私がワシントンで述べたのも同様の趣旨であります。新たに同盟関係という言葉を用いたからといって、日本が集団的自衛権を容認したとか、あるいは日米関係がいわゆる攻守同盟を意味する軍事同盟的なものになったということではないということを強調したかったからであります。

なお、今回の共同声明について、日米両国間でその解釈をめぐって疑惑があるなどということはありません。

また、今回の共同声明の作成には相当の時間を要するため、両国政府間で事前に十分な協議を行ない、またその間、随時私及び外務大臣が指示を与えてつその内容を確定していった次第であります。その内容につき何ら不満があるわけではありません。

次に、共同声明に言ういわゆる役割り分担の問題についてお答えいたします。

共同声明で述べている役割り分担の考え方は、従来に比し新しいことを述べたものではありません。

わが国が集団的自衛権を行使し得ないことは憲法上明らかであり、したがって、共同声明に言う極東の平和と安全のための日本の役割りは、政治、経済、社会、文化の各分野における積極的平和外交の展開に重点が置かれることとなります。

また、お尋ねの庭先とは、私がナショナル・プレスクラブにおいて周辺海域における防衛力の整備目標を述べた際に、右海域が日本に近いところのものであることを比喩的に述べたものであります。

なお、わが国の周辺海域とは一般的な表現であり、その具体的範囲を云々し得るようなものではありません。

ありませんが、政府は從来から、わが国周辺数百海里、航路帯を設定する場合はおおむね千海里程度の周辺海域において、わが國船舶の海上交通の安全を確保できることを目標として海上防衛力の整備を行つてゐることは、これまでもしばしば国会でも御説明申し上げてゐるところであります。

なお、わが国は、わが国周辺海域における自衛権の行使に当たっては、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、すでに述べたとおり、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことは言うまでもございません。

また、わが国の防衛力につきましては、わが国としては、自主的に、かつ憲法及び基本的な防衛政策に従つてその整備を図つていく所存であります。が、これに対しレーガン大統領は、共同声明にもあるとおり、理解を示しております。いずれにせよ、わが国の考へている防衛力の改善と、同大統領が日本に期待している防衛力の向上は、基本的に同じものと承知いたしております。

なお、今後予想されている日米安保事務レベル協議、大村防衛庁長官の訪米等の場においては、私といたしましては、日米両国が共通の関心を有する安全保障問題につき、首脳会談の趣旨を踏まえ、日米間で率直な意見の交換を行い、相互理解の増進に資することを期待しております。

次に、わが国の非核三原則についてであります。

非核三原則は、わが国の平和憲法の精神、また、史上唯一の被爆国たるわが国の歴史的体験と強い国民世論、核戦争がもたらす被害の大きさなどの認識に基づくものであります。政府としては、こうした認識を踏まえ、今後とも非核三原則を堅持してまいる所存であり、これはいわゆる有事たると否とを区別するものではありません。

また、わが国は、全面核戦争を回避し、世界の平和と安定を確保していくため、平和国家としての基本的立場を堅持しつゝ、積極的な平和外交を開拓しているところであります。が、わが國への核

持ち込みは、いかなる場合であっても認める考をせんではありません。緊急避難のとき場合にも非核三原則を堅持することに変わりはありません。

米国政府が、事前協議に係る事項について、日本政府の意思に反して行動する意図のないことと保証していることは、安保条約締結時の岸・アイゼンハワー共同声明からも明らかなところであります。

非核三原則は、平和国家たるわが国が誠実に尊守すべき最も重要な基本政策の一つであります。

このことはすでに世界的に周知のところでありますし、かかるわが国の是を侵して他国がわが国に核持ち込みを行うようなことは、あるとは考えられません。

なお、政府としては、非核三原則の実効性を確実に確保するため、今後ともこれを内外に表明していくことが肝要であると考えます。

なお、米国との間では、安保条約の核に関する事前協議制度のもとで、いわゆる艦船による核の持ち込みを含め、核の持ち込みに該当する場合がすべて事前協議の対象であることは明らかでありますので、米国と新たに交渉するような必要があるとは考えておりません。

非核三原則は、わが国歴代内閣が堅持してきたところであり、今後ともこの方針を堅持していくことには変わりのないことはすでに述べたとおりであります。私は、かくすることが国民の信頼にこころよくなことはありません。

また、米国との信頼関係も、すでに搖るぎないものになっており、今回の事態でこれが影響される理解いただきたいと存じます。(拍手)

〔国家公務員法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案について、提出者から順次趣旨説明を求める存じます。が、御異議ございませんか。〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。中山國務大臣。

〔國務大臣中山太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(中山太郎君) 國家公務員法の一部を改正する法律案及び國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、國家公務員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国家公務員については、大学教員、検察官等一部のものを除いて、現在、定年制度は設けられていないわけありますが、近年、高齢化社会を迎え、公務部内におきましても職員の高齢化が進行しつつあります。したがって、職員の新陳代謝を確保し、長期的展望に立った計画的かつ安定的な人事管理を推進するため、適切な退職管理制度を整備することが必要となつてまいつたわけであります。このため、政府は、昭和五十二年十二月に國家公務員の定年制度の導入を閣議決定し、政府部内において準備検討を進める一方、この問題が職員の分限に係るものであることにかんがみ、人事院に対し、その見解を求めたのであります。人事院の見解は、一昨年八月、人事院総裁から總理府総務長官あての書簡をもつて示されました。その趣旨は、より能率的な公務の運営を確保するため定年制度を導入することは意義があることであり、原則として定年を六十歳とし、おおむね五年後に実施することが適當であるというものでありました。

政府といたしましては、この人事院見解を基本としつつ、関係省庁間で鋭意検討を進めてまいつ

正する法律案、国家公  
務員法（趣旨説明） 六一四

たわけですが、このたび、国における行政の一層の能率的運営を図るべく、國家公務員法の一部改正により國家公務員の定年制度を設けることとし、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

改正の第一は、職員は定年を過ぎた後から会議年度の末日までの間において任命権者の定める日に退職することとし、その定年は六十歳とする。

いうものであります。ただし、特殊な官職や欠員補充が困難な官職を占める職員につきましては、六十五歳を限度として、別に特例定年を設けることとしております。

改正の第二は、定年による退職の特例であります。これは、任命権者は職員が定年により退職することが公務の運営に著しい支障を生ずると認められる場合には、通算三年を限度とし、一年以内の期間を定めてその職員の勤務を延長することができるというものです。

改正の第三は、定年による退職者の再任用であります。これは、任命権者は定年により退職した者を任用することが公務の能率的な運営を確保するため特に必要がある場合には、定年退職の日の翌日から起算して三年を限度とし、一年以内の任期でその者を再び採用することができるというものです。

改正の第四は、内閣総理大臣は定年に関する事務の適正な運営を確保するため必要な調整等を行ふというものであります。

改正の第五は、国が經營する企業に勤務する職員の定年制度であります。これらの職員についての規定は、原則定年六十歳を法定し、特例定年の対象の範囲、勤務の延長の基準等は当該企業の主務大臣等が定めることとしております。

改正の第六は、以上の改正に伴う経過措置等であります。すなわち、任命権者、人事院及び内閣総理大臣は、この法律が施行されるまでの間、定年

制度の円滑な実施を確保するため所要の準備を行ふものとすること、この法律の施行の日の前日までにすでに定年を超えている職員は、施行の日をもって退職するものとすること、ただし、これらの職員につきましても、定年による退職者の例に準じて、勤務の延長及び再任用の措置をとることができるものとすること等であります。

以上の改正は、昭和六十年三月三十一日から施行するものとし、円滑な実施のための準備に関する規定は、この法律の公布の日から施行することといたしております。

統きまして、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申

（拍手）  
以上、よろしく御審議をお願いいたします。  
正が行われたところであります。  
関等へ出した職員の在職期間の通算について  
修正する修正が行われたほか、修正案に言う指定期  
おいて、題名及び施行期日並びにその経過措置  
一部を改正する法律案につきましては、衆議院  
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律  
の一部を改正する法律案の趣旨でござりますが

に及ばずと認める場合には、通算三年を限度とし、一年以内の期限を定めて当該隊員の勤務を延長することができるとするものであります。

第三は、定年による退職者の再任用です。これは、任命権者は定年により退職した者を任用することが公務の能率的な運営を確保するため特に必要があると認める場合には、定年退職の日の翌日から起算して三年を限度とし、一年以内の任期でその者を再び採用することができるところであります。

第四は、以上の改正に伴う経過措置等であります。すなわち、防衛省長官は、この法律が施行さ

国家公務員等の退職手当につきましては、民間における退職金の実情にかんがみ、これを是正する必要があると認められますので、政府としては、このたび、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、職員が二十年以上三十五年以下の期間勤続し、勵撰等により退職した場合に法第三条から第五条までの規定により計算した額に百分の百二十を乗じて得た額の退職手当を支給するものとしていたのを、百分の百十を乗じて得た額を支給することに改めることといたしております。

する法律案について、その趣旨を御説明いたしました。  
自衛官については、現在、自衛隊法においては、定年制度が設けられておりますが、自衛官以外の公務員については、その制度がなく、一般職の国家公務員と同様の退職管理を行つてあるところであります。  
このたび、一般職の国家公務員について、国における公務員法の一部改正により定年制度が設けられることに準じて、これと同様の理由から、自衛官以外の隊員についても自衛隊法の一部改正により定年制度を設けることとし、この法律案を提出し次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明いたしました。  
第一は、自衛官以外の隊員は定年に達した日後における最初の三月三十一日または防衛庁長官

ま  
し  
た  
定  
以  
る  
家  
公  
隊  
停  
れ  
るまでの間、定期制度の円滑な実施を確保するため所要の準備を行うものとすること、この法律の施行の日の前日までにすでに定期を超えている自衛官以外の隊員は、施行の日をもって退職するものとすること、ただし、これらの隊員についても、定期による退職の例に準じて、勤務の延長及び再任用の措置をとることができるものとする」と等であります。

以上の改正は、昭和六十年三月三十一日から施行するものとし、円滑な実施のための準備に関する規定は、この法律の公布の日から施行することとしております。

以上が、自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

第二に、職員が追贈した場合に支給する追贈職員の基準については、今後の民間事業における現職金の支給の実情、公務員に関する制度及びその運用の状況その他の事情を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年度までに所要の措置を講ずるものとするとしております。

以上のはか、附則において、この法律の施行期日及び経過措置について規定しております。

第一は、自衛官以外の隊員は定年に達した日後における最初の三月三十一日または防衛局長のあらかじめ指定する日のいずれか早い日に退することとし、その定年は六十歳とするものであります。ただし、これらの隊員が特殊な職や欠補充が困難な職を占める場合には、六十五歳を度として、別に特例定年を設けることとしておます。

以上が国家公務員法の一部を改正する法律案及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

第一は、定年による退職の特例であります。これは、任命権者は自衛官以外の隊員が定年によ

昭和五十六年五月二十五日 参議院会議録第二十号

員の新陳代謝を確保し、長期的展望に立った計画的かつ安定的な人事管理を推進するため、適正なる退職管理制度を整備することが必要でござります。

地方制度調査会等政府関係の調査会においても、つとてその答申におきまして定年制度の必要を認め、また、地方公共団体からも定年制度実施の要望が繰り返し行われてきたのであります。が、國家公務員につきまして定年制度を設けるための国家公務員法の一部を改正する法律案が提出されましたので、地方公務員につきましても、行政の一層の能率的運営を図るべく、これと同様の定年制度を設けることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一は、職員は、定年に達したときは、その定年に達した日から会計年度の末日までの間ににおいて条例で定める日に退職することとし、職員の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めることとするものでござります。ただし、特殊な職や欠員補充が困難な職に任用されている職員につきましては、条例で別に定めをすることができるといたしておりま

す。

第二は、定年による退職の特例であります。

任命権者は、職員が定年により退職すると公務の運営に著しい支障を生ずると認めるときは、一年以内の期限を定めてその職員の勤務を延長することができるものとし、必要がある場合におきましては三年を限度として更新することができます。

第三は、定年による退職者の再任用であります。任命権者は、定年により退職した者を任用することが公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、一年以内の期限を定めます。

任命権者は、定年により退職した者を任用する

し、その任期は更新することができるが、定年により退職した日の翌日から起算して三年を超えてはならないこととするものでございます。

第四は、以上の改正に伴う経過措置等であります。すなわち、定年制度の円滑なる実施を確保いたしましたため、任命権者及び地方公共団体の長は所要の準備を行うものとすること、定年制度が実施される日の前日までにすでに定年に達している職員は、この制度が実施される日に退職するものとし、これらの職員につきましても定年による退職者の場合に準じて勤務の延長及び再任用の措置をとることができるものとすること、県賃負担教職員につきましては、その身分及び任用の特殊性を考慮し、これを再任用すべき地方公共団体を都道府県内のすべての市町村とすることになります。

これらの改正は、昭和六十年三月三十一日から施行するものとし、定年制度の円滑なる実施のための準備に関する規定は、この法律の公布の日から施行することといたします。

以上が地方公務員法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。本問閣次君。

〔本問閣次君登壇、拍手〕

○本問閣次君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員法、自衛隊法並びに地方公務員法の一部を改正する三法案について、総理並びに閣僚大臣に質問をいたします。わが国は世界に例を見ないスピードで急速に高齢化社会に向かいつつあり、わが国の経済、社会や国民生活など、あらゆる方面に大きな影響を及ぼすとしています。労働力人口の高齢化に伴い急増する高齢者の安定的就業体制を根本的に整え、将来に向かってその生活不安を解消していくことが焦眉の急務であります。高齢者の雇用保障

は、高齢者が直面している深刻な生活不安を解消することによって、国民生活の安定を図るとともに扶養する人口と扶養される人口とのバランスはならないこととするものでございます。

いま、わが国は、平均寿命が男子七十三歳、女子七十九歳と世界の最長寿国となっています。いわば人生八十年時代に直面しているのであります。人生八十年時代に適合した高齢者の雇用、新しい人事管理制度の検討に早急に着手し、公務員の定年問題もその一環として考えていくべきであります。政府は、こうした人生八十年時代における高齢者の雇用と生活保障という今後社会的に最も重要な課題の解決に対しどのように具体的な政策と展望を持っているのか、国民の前に明らかにし、国民の不安を取り除いていただきたいのであります。

いま議題となっています定年法制化とは、「任

期の定めのない職についている職員が一定の年齢に達したときに一括りに法律によって労働関係を終了させる制度」であります。

わが国の公務員には、一部の公務員を除き、一般的には戦前戦後を通じて定年制が存在していないかっただけではなく、戦後、民主的公務員制度が確立し、その身分は国公法や地公法などによって保障されてきたのであります。このことは、職務の終了させる制度」であります。

○副議長(秋山長造君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。本問閣次君。

〔本問閣次君登壇、拍手〕

○本問閣次君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員法、自衛隊法並びに地方公務員法の一部を改正する三法案について、総理並びに閣僚大臣に質問をいたします。わが国は世界に例を見ないスピードで急速に高齢化社会に向かいつつあり、わが国の経済、社会や国民生活など、あらゆる方面に大きな影響を及ぼすとしています。労働力人口の高齢化に伴い急増する高齢者の安定的就業体制を根本的に整え、将来に向かってその生活不安を解消していくことが焦眉の急務であります。高齢者の雇用保障

制が強行されようとしています。しかし、民間企業の労働者と異なり、先ほど申し上げましたように固体交渉や争議権を不恰當に剥奪されている公務員に、民間準拠ということでは定年制を強要する理由にはなり得ません。現行の公務員法のものと公務員の退職管理制度は、退職勧奨制度によつて職員の新陳代謝が図られ、人事管理が順調に機能しています。その結果、六十歳以上の雇用率は、国家公務員でわずか二・四%、地方公務員で〇・八%となっているのであります。

現行法制下において、労使が知恵を出し合つて施行するものとし、定年制度の円滑なる実施のための準備に関する規定は、この法律の公布の日から施行することといたします。

以上が地方公務員法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。本問閣次君。

〔本問閣次君登壇、拍手〕

○本問閣次君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員法、自衛隊法並びに地方公務員法の一部を改正する三法案について、総理並びに閣僚大臣に質問をいたします。わが国は世界に例を見ないスピードで急速に高齢化社会に向かいつつあり、わが国の経済、社会や国民生活など、あらゆる方面に大きな影響を及ぼすとしています。労働力人口の高齢化に伴い急増する高齢者の安定的就業体制を根本的に整え、将来に向かってその生活不安を解消していくことが焦眉の急務であります。高齢者の雇用保障

の改善にも役立つと考えられます。

いま、わが国は、平均寿命が男子七十三歳、女子七十九歳と世界の最長寿国となっています。いわば人生八十年時代に直面しているのであります。人生八十年時代に適合した高齢者の雇用、新しい人事管理制度の検討に早急に着手し、公務員の定年問題もその一環として考えていくべきであります。政府は、こうした人生八十年時代における高齢者の雇用と生活保障という今後社会的に最も重要な課題の解決に対しどのように具体的な政策と展望を持っているのか、国民の前に明らかにし、国民の不安を取り除いていただきたいのであります。

いま議題となっています定年法制化とは、「任期の定めのない職についている職員が一定の年齢に達したときに一括りに法律によって労働関係を終了させる制度」であります。

わが国の公務員には、一部の公務員を除き、一般的には戦前戦後を通じて定年制が存在していないかっただけではなく、戦後、民主的公務員制度が確立し、その身分は国公法や地公法などによって保障されてきたのであります。このことは、職務の終了させる制度」であります。

日本における労働者の労働基本権は、憲法第二十八条において明確に定められています。公務員といえども憲法第二十八条规定する労働者であります。たゞ、昭和二十三年以来、政令二〇一号によつて不当に労働基本権が奪われ、法律によって制限されているにすぎないのであります。

日本における労働者の労働基本権は、憲法第二十八条において明確に定められています。公務員といえども憲法第二十八条规定する労働者であります。たゞ、昭和二十三年以来、政令二〇一号によつて不当に労働基本権が奪われ、法律によって制限されているにすぎないのであります。

定年制法制化は、公務員労働者に対し合意を求める、協議することなく、一方的に法律によつて労働関係を断ち切るものである以上、それはもはや現憲法下における民主的な労使関係ではなく、古い昔の身分関係に逆戻りさせるものと断ぜざるを得ないであります。總理に、現憲法の示す労働基本権と今回の定年制について、納得のいく説明をお願いいたします。

また、公務員の労働基本権の代償機能であり、公務員法、公務員制度の番人としての人事院の機能について、どのような認識をお持ちか。そして、本権と今回の定年制について、納得のいく説明を

官 報 (号 外)

の全面適用を図るべきだと考えますが、あわせてお尋ねをいたします。

政府が公務員制度や公務員法の根本精神である終身的身分保障を顧みることなく、さらには賃金を初めとする労働条件の整備、労働基本権の確立の問題を抜きにし、本来次元の異なる問題である行政改革、行政経費削減の一環として定年制を利用しようとする政府の驚くべき便宣主義を私は許すことができないのであります。総理の、本法施行の真意と、立法論として確信のあるお考えをお尋ねいたします。

以上のように、政府の公務員定年制法制化は、憲法上最低保障されている公務員労働者の労働基本権を侵害するものであり、高齢化社会への展望を欠いております。また、雇用政策上から考えて、も、一貫性もなければ政策的整合性にも欠けているものと言わなければなりません。むしろ、いま雇用問題として政府が実施すべきは、高齢化社会との対応からして、もつと積極的な雇用政策としての年齢による雇用差別禁止法の制定であると考えます。

政府の見解をお聞かせ願いたいと考えます。

次に、改正法案の内容に関連して三点質問いたします。

第一は、公労法上の問題点についてであります。

今回の法改正は、定年制を国家公務員法の分限条項とし、五現業労働者にも適用させようというものです。五現業労働者には、公労法も適用されており、労働条件については団体交渉権が認められています。したがって、今日まで二十数年間、退職問題は労働条件として勧奨退職が労使間の完全合意によって行われてきたのであります。民間労働者と同じく労働基準法の全面適用となっている五現業労働者の定年問題を一方的に法制化する合理的な理由が法的に実態的にどのよくなっています。

体交渉権を五現業から理由なく剝奪することになります。公営企業職員あるいは地方現業職員も地公労法適用と大きな基本権上の格差を生じ、現行法体系の抜本的な改悪となつてまいります。

さらに、公労法は、五現業だけでなく、三公社職員にも適用されています。同一法律でありながら、五現業と三公社に働く職員に差別をつける理由はどこにあるのでしょうか。また、人事院の見解では、「企業としての自主性等を考慮すると、別に法律をもつて定めることが望ましい」と述べています。企業の自主性などのように考慮されたのですか。これらの諸点について明確な答弁をお願いします。

第二は、定年六十歳についてであります。

人事院の諸外国の定年制度の実情調査によるところ、二十二カ国の中、アメリカ、ソ連、メキシコ、ブラジルにおいて一般職に定年制は実施されております。アメリカは、一般職について最近まで七十歳定年が行われていましたが、一九七八年九月三十日以降、年齢による雇用差別禁止法改正により定年制度は廃止されています。六十五歳以上について見れば、デンマーク、スウェーデンが七十歳であり、カナダ、西ドイツ、フランス、イタリアなどそれぞれ十三カ国が六十五歳以上と圧倒的に多数を占めています。

このように、六十五歳以上の高齢者の雇用保障、年齢による雇用差別の禁止がいまや国際的潮流にならうとしており、先ほど申し上げましたように、人生八十年時代を迎えたわが国の実態とも考え合わせると、今回の六十歳定年は高齢化社会に向かう時代の流れに逆行するものと言わなければなりません。政府の見解をお伺いいたします。

第三は、地方公務員法改正による定年の条例問題についてであります。

改正地公法の第二十八条の二の二項部分に、「定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。」とあります。地

方自治体は三千五百もあり、それぞれの地域事情、職員構成、組織機構に応じて自治体がいま退職管理を行っています。地方自治体が条例で定年を定める際、国の六十歳定年を基準とするということになりますが、基準とは法律的にどのような意味を持つものでしょうか。私は、地方自治の本旨に基づき、自治体の自主性を尊重して条例の制定を考える立場からの基準であるべきだと考えます。

以上、私の質問を終わりますが、最後にいま一度強調しておきたいことは、本日提案された定年制の法制化は、公務員の重大な労働条件であり、また公務員制度の根幹にかかる問題であるという点であります。公務員といえども、定年は労使交渉による合意があくまで前提であるべきであります。労使の交渉、合意を抜きにした定年制は、まさに公務員の一方的の首切り以外の何物でもありません。

私は、ここに改めて、政府に対し、公務員労働者の労働基本権を回復せよ、公務員労働者の基本的な労働権を侵害する本法案を撤回せよというふうとを厳しく要求して、質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○國務大臣（鈴木善幸君）　お答えいたします。

わが国は、急速に高齢化社会が進みつつあります。その中で、活力ある社会を維持していくため、雇用、社会保障など各般の問題に新たな角度から取り組み、高齢化社会への備えを固めていく必要があると考えております。

このような見地から、雇用面については、六十年代の一般化を初め、高年齢者の雇用機会の確保に努めているところであります。また、社会保障の面については、年金制度の計画的な改革、総合的な老人保健医療対策などの老人福祉対策を推進していくかなければなりません。私は、今後ともこれららの施策の一層の推進に努めるとともに、雇用対策と社会保障政策の有機的な連携を図ることにより、高齢者の雇用と生活の安定を図つてまい

次に、公務員の定年制導入と身分保障との関連についてであります。公務員は、法律に定められた事由に該当しない限り、恣意的に身分を奪われることはないという意味において身分が保障されておりますが、これは、合理的な理由がある場合に、新たな退職事由を設けることを禁止するものではないと考えております。

今回設けようとする定年制度は、職員の在職期間に一定の枠を設けて新陳代謝の促進と計画的な人事管理を行い、公務の能率的運営を確保しようとするものであります。したがって、身分保障を理由なく一方的に破棄するものではなく、また、合理的な理由のない雇用上の差別を行おうとするものではありません。また、定年制度は、国などの雇用關係を終了するにとどまり、勤労の権利そのものを否定するものではないことは言うまでもございません。

次に、定年制の導人と労働基本権との関係についてお尋ねがありました。御承知のように、現在、公務員の労働基本権が制限されているのは、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという公務員の身分の特殊性に基づくものであり、その制約の代償として人事院制度等が設けられています。定年制度は、職員の新陳代謝を促進し、計画的かつ安定的な人事管理を確保するために、一定の年齢に達した者は自動的に退職していく制度であります。そして、新たな分限条項を設けようとするものでありますので、人事院制度が設けられてゐる趣旨にかんがみまして、その見解を求め、その意見に沿つて公務員法について所要の改正を行おうとするものであります。したがって、定年制度を導入するからといって、労働基本権の制約を見直す必要はないと考えます。

最後に、行政改革の立場から定年制度を導入することはおかしいとの御意見がありました。

政府は、現在、行政の簡素効率化を図るために行政改革に取り組んでいるところであります。定年制度は、適正な人事管理を通じて行政の能率の維持向上を図るという観点から、まさに行政改革の一環であると考えております。したがって、行政改革に関する閣議決定の際に定年制の導入を決定し、法律案として国会で御審議をお願いしている次第であります。

私は、わが国の将来のためにも、行政改革は避けて通ることのできない重要な課題であり、国民世論の強く望む課題であると考えております。行政改革は、とかく総論賛成、各論反対になりますが、あります。が、今後行政改革が円滑に実施されしていくためにも、本法案の御審議が速やかに進められ、その成立が図られるようお願い申し上げる次第であります。

残余の点につきましては所管大臣から答弁いたします。(拍手)

○國務大臣(藤尾正行君) お答えをいたします。

○國務大臣(藤尾正行君) お答えをいたします。私はこれとダブらないところを補整をさしていただく意味の御答弁を申し上げたいと存じます。

まずもって、定年延長の法制化等、年齢による雇用差別禁止法というようなものを制定してこの問題に対処してはどうかという御提案があつたわけでもございませんけれども、御案内のとおり、私どもの国の雇用の慣行は終身雇用制度でございまして、この終身雇用制度に年功的な雇用賃金慣行といいますものがこれと並行して採用されておるわけであります。したがいまして、こういった制度を法律によってやっていくことになりますと、その前提といたしまして、このような雇用賃金慣行といいますものをまず見直すということがなければならないわけでございまして、今日この段階におきまして立法措置を講ずるということには私は多大の問題が先にあらう、かように

考えるのでございます。なお、定年延長に関する法制化問題につきましては、本年一月十九日の雇用審議会の答申におきましても、「定年延長の進展の動向を見極めつゝ検討を続ける」、こうしたことになっておりますので、その検討の結果を見ましてこれに対処したいと考えておるわけであります。

五現業の職員あるいは地方公営企業の職員、こういった方々について定年制を行うということは、団交権というもののとの間に非常な食い違いがあり、場合によればいろいろな面で憲法違反といふようなおそれはないか、こういう厳しい御批判でございますが、五現業の職員につきましては、団交権というもののとの間に非常に食い違いがありますが、五現業の職員につきましては、国家公務員法上の身分保障規定が適用されており、法律に定める事由によらなければ本人の意に反してその地位を失うことはないのでありますけれども、したがいまして、國家の行政の運営上、この活力を維持し、かつ効率化をしていく一つの制約を加えるということでござりまするので、当然ここに法律による改正ということが行われておるわけでございまして、今回の定年制の導入に当たりましては、五現業の職員につきましては、団体交渉権がいままで認められておるということを考慮いたしまして、特例定年の範囲等につきましては十二分の団体交渉が行われる、こういうことになつておりますのでございまして、団体交渉の対象となる公務員の一つの社会の中で、若き公務員の諸君が将来自分はどうなるだろうかと、

なあ、三公社の職員につきましても、これは各公社法によりましてその身分保障規定が認められておるわけであります。したがいまして、ここで問題に對処してはどうかという御提案があつたわざもございませんけれども、御案内のとおり、私どもの国の雇用の慣行は終身雇用制度でございまして、この終身雇用制度に年功的な雇用賃金慣行といいますものがこれと並行して採用されておるわけであります。したがいまして、こういった制度を法律によってやっていくことになりますと、その前提といたしまして、このような雇用賃金慣行といいますものをまず見直すということがなければならないわけでございまして、今日この段階におきまして立法措置を講ずるということには私は多大の問題が先にあらう、かのように

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣中山太郎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(中山太郎君) 本岡議員にお答え申し上げます。

まず第一のお尋ねでございますが、この定年制度にかわるものとして現在の公務員の退職管理は、退職奨奨制度で順調に行われている、どう評価するかということでございますが、今までのこと

でやつてくる高齢化社会の中での公務員の制度の立的な中央人事行政機関としての人事院を国家公務員法のたてまえから設けておりますけれども、この意見を求めることが必要であるという認識に立ちまして、昭和五十三年二月に總理府總務長官から人事院總裁にての書簡を發信いたしたようなことでございます。

これに対し人事院からは、一年半にわたる慎重な検討の結果、昭和五十四年八月に人事院總裁の書簡という形式でその意見が表明されたわけでござりますが、この書簡というものは、人事院の公式な意見の表明というふうに理解をいたし、その内容の実質的な重みを尊重いたしまして、右人事院の見解に沿つて法案を取りまとめて国会における御審議をお願いしておるようなことでござります。

第三の、人事院の言う企業の自主性の尊重はどうなつたかというお尋ねでございますが、五現業職員の定年制度については、非現業職員と同様、その基本的な枠組みについては国家公務員法の規定を適用することといたしておりますが、特例定年の対象及び年齢その他の事項につきましては、当該企業の主務大臣が決定することができます。これは、國の經營する公務員の一つの社会の中で、若き公務員の諸君が将来自分はどうなるだろうかと、つまり、ただいまのような年功序列型終身雇用制の人事管理の中では若い公務員の人たちが意欲を失うことになるのではないか、こうすることも考えまして、きるわけでござりますけれども、もし此の制度がなれば、高齢化する公務員の一つの社会の中で、若き公務員の諸君が将来自分はどうなるだろうかと。

第四のお尋ねは、六十歳定年というものは国際的な潮流、日本の実態逆行するのではないかとお尋ねでございます。これは、國の經營する企業としての自主性、現業職員に団体協約締結権が認められていくことに配意をいたしたものでござります。

いまのような年功序列型終身雇用制の人事管理の制度の根幹をなす職員の身分保障に関するこ

とでございます。このことに関連しまして専門的、中立的な中央人事行政機関としての人事院を国家公務員法のたてまえから設けておりますけれども、この意見を求めることが必要であるという認識に立ちまして、昭和五十三年二月に總理府總務長官から人事院總裁にての書簡を發信いたしたようなものを持っております。こうことで、政府におきましては各省庁における奨奨の実態を調査

いたしましたが、この勧奨の実態というものは省庁によつてばらばらに行われているような傾向が見られております。

また、民間企業におきましては九七%定年制が導入されている。世論を調査いたしますと、六〇%以上の国民がやはり公務員に定年制を導入すべきだという意見が出されております。また、人口の高齢化に對しても総合的に判断をすべきであるということござります。このよくなことで、政府は、すでに民間企業に対しましては、新経済社会七ヵ年計画及び雇用対策基本計画第四次案を決定して、昭和六十年には民間においても六十歳定年を施行することが好ましいというふうに国全体の労働政策を説明しているところであることをひとつ御理解いただきたいと思います。

第五のお尋ねは、定年問題は労使交渉による合意が前提として行われるべきであり、本法案はその合意に基づいていいから撤回すべきではないか、こういう御指摘でございます。

定年制度といふものは、職員の身分に関する問題で分限事項でござりますから、国民の代表である最高機関の国会で御審議を賜り、法律を決定していただき、ということがきわめて重要な基礎的条件であろうと考えております。私どももいたしましては、たゞいま本法案を撤回する意思は持っております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣安孫子藤吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(安孫子藤吉君) 勧奨退職に対する評価と申しますが、そういう意味の御質問でございましたが、一般的にはいま総務長官からお答えを申し上げたとおりでございますが、地方団体におきましては現在勧奨退職をやっているわけでございますが、それはそれなりの効果を上げておりますけれども、しかし、これはその職員の意思というものが前提になるものでございます。それで、その機能にはおのずから限界がございます。

現在はその応諾率といふものもだんだんと低下し

ておるのが現状でございます。

したがいまして、國家公務員におきましてこの措置を講ずる、定年制度をしくこの機会におきましては、やはり地方公務員についても、その整合性に配慮してこの問題を確定することが必要であるとうと考へております。そしてこの問題は、地方団体は、すでに前から申し上げましたとおりに、非常に強い要望を繰り返し提出されておる問題でございます。さような点でひとつ御理解を願いたいと思うわけであります。

それから地方公営企業労働関係法の適用職員及びその準用職員について団体交渉権を尊重しているかどうか、こういうお尋ねでございます。

この問題は、条例で定める事項で國の五現業職員について団体交渉の対象となるものにつきましては、地方公営企業労働関係法第七条第四号に基づいて当然団体交渉の対象となるものでございませんので、団体交渉権は尊重されるものと考へております。

また、地方公務員の定年制度の導入に当たりまして、地方公共団体の自主性について尊重しているかというお尋ねでございます。

今回導入しようとする定年制度は職員の身分保障の根幹にかかる分限に属しまして、これは公務員制度の基本的な事項でありますため、その導入及び勤務延長、再任用等の制度の基本的な事項につきましては法律で定めることとしたしておりますが、定年年齢、定年退職日等定年制度の実施に関する事項につきましては、各地方公共団体の条例で定めることとしたとしておるわけでありました。このように、今回導入しようとする定年制度につきましては、各地方公共団体の実情に応じた退職管理ができるよう配慮されておるのであります。

定年制度の導入は労使の交渉による合意を前提として、地方自治の本旨にも適合するものと考へておるわけでございます。

定年制度は、職員が一定の年齢に達したこと

でおるが現状でございます。

する制度でございまするので、職員の身分保障の根幹にかかる分限に属するものでございます。

現行法上、分限事項として新たな退職の事由を定めるに当たりましては、法律及びこれに基づく条例で定めるとされておるのでございまして、労使

商員に設けられようとしておる定年制度との整合性の確保に配慮いたしますとともに、職員団体等の意見を承ってまいったところでございますが、今後も定年制度の実施に当たりまして、必要に応じ同様に対処してまいりたいと考えております。

(拍手)

○副議長(秋山長造君) 矢田部理君。

〔矢田部理君登壇、拍手〕

○矢田部理君 私は、日本社会党を代表して、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について強く反対する立場を明確にした上、総理初め閣僚大臣に質問いたします。

総理、あなたは行政改革が鈴木内閣の最大の課題であると強調しています。確かに、行政の簡素化や効率化に反対する者はないと私は思いますが、その意味では行政の翼賛的情勢づくりに成功しているかに見えます。しかし、その内実を検討してみると、急速にやつくる高齢化社会など国民の求める時代の変化に対応する行革や、公正で民主的な価値ある政府を国民の立場からつくるという姿勢に立たず、政治の機能を軍事と治安に矮小化し、他を切り落として市場原理にゆだねるいわゆる小さな政府、安上がり政府論を選択しつつあります。今日、行革とは、いかに政府を小さくし、安上がりのものにするかではなくて、いかに国民にとって価値ある政府をつくるかであり、福祉と軍

を理由としまして、その意思にかかわりなく退職の基本認識と率直な見解をたたした上、各論について若干の質問をしたいと思います。

政府は、退職手当削減の理由を官民格差に求め、昭和五十二年度の人事院の調査を裏づけにしています。しかし、それは今日的に得たもの

ではありません。

なせならば、第一に人事院の調査は四年前のもので、今日の実態に即しているとは言いがなれど、古証文で公務員等を恫喝するたぐいのものであるからであります。しかも、調査が旧聞に属するというだけではなく、調査の対象も行(一)つまり事務職員のみで、もとより三公社等は調査すらしておらず、また他省庁の資料を使つたりして、比較のものがちぐはぐで合理性がないと言わなければなりません。

閣委員会で藤井人事院総裁は、「官民の比較検討は大変むずかしい。慎重にやらないと大問題にならる」と述べています。ところが、その舌の根も詫かぬ翌年二月、政府は本法案を国会に提出しました。この間わずか二カ月であります。したがつて、慎重に検討した形跡もなければ、もとより調査もしていない。言うならば、総理府が明白な趣意も十分な資料もないまま、財政再建の一助にと拙速で取りまとめた法案で、これでは結構ですと言ふ方がおかしいのであります。

そこで、総理府に提案をしたい。公務員等の退職手当がみずから所管だと言うのであれば、四年前の借り物の資料、各機関の寄せ集めの資料によるのでなく、みずからの責任で、あるいは正式に人事院に委嘱をして、全体を調査し、実態を十分把握してから出直すべきであると思いま

官民比較の問題で第三に指摘しておきたいのは、板に本法案が成立いたしますと、昭和五十年度以降、官民の関係は官低民高型となり、逆格差が生じるという点についてであります。衆議院段階で激変緩和措置がとられましたが、それでも問題の基本的な解決はなされておりません。そもそも退職手当の額は、俸給月額をベースとし、これに支給率を乗じたものということになりますが、政府は、さきの不十分な調査をもとに官民格差を試算し、支給率を八・三%減ずれば

号　　國家公務員法の一部を改正する法律案、自衛隊の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案を提出いたしました。

員法の一部を改正する法律案(趣旨説明)  
国家公務員等退職手当法

三法の一部を改正す 六三〇

り、官民格差は逆転現象を生むことになるのですから、これがまた大きな問題になります。このような逆格差は、政府の言う民間経営の原則に反するもので、断じて認めるわけにはまいりません。

總理、あなたはその内容をどうまで御存じなのでしょうか。また、このような状態をいまから十分に予測できるのにそのまま放置してよいのでしょうか。

本法案では、六十年には見直しをするという規定を置いておりますが、その間に谷間に落ち込んじゃうとするおつもりか、具体的にお聞きをしておきたいと思います。

引き続き、退職手当の性格や扱いについて、紹

理及び総務長官にただしておきたい点があります。  
その一つは、退職手当の法的性格についてであります。支手は、最賃三日当と「支用労働者の報酬」である。

西原は「退職手当を手取るの幸運」でありますし、恩恵的なものと性格づけております。しかし、政府の言う長期勤続の報酬ということであつては、在職わずか一年の者にもこれを支給していくことを説明できないばかりか、退職手当の本質を見誤っています。

労働基準法は、「名称のいかんを問わらず、労働の対價として支払われるものは賃金である」とし、これを受けて判例は、最高裁を初め、退職手当も「労働の対價」であるから賃金であり、そのこと

三法の一部を改正す 六三〇

も言わざるを得ません。總理及び總務長官の見解を明らかにしてほしいと思います。

れば、働く者の老後はきわめて不安定となり、鉛木内閣の非情は五百万公務員の怨懟の的となることは必定であります。

かつて一九二九年恐慌の直後、時の浜口内閣は財政難を理由に官吏の一割減俸を断行しようとした。ところが、裁判官、検察官を初め各省官吏の猛烈な反発を呼び、鉄道省職員の一齊辞表提出などの鋭い抗議を受けて、ついに撤回せざるを得ず、ようやく一年後に高級官僚と一般との間に減俸率に差をつけるなど大幅に原案を緩和して実施したのであります。しかも浜口内閣は、一方で軍備の縮小を重要な政策として掲げ、官吏にだけ犠牲を求める方針をとりませんでした。

總理、あなたのように、軍備は拡張、軍事予算は特別枠、公務員などには無差別に犠牲を求めるやり方は、戦前ですらとれなかつたのであります。いまからでも遅くありません。歴史の教訓に学び、過ちを改め、公務員一法を直ちに撤回され

ることを重ねて強く要求する次第であります。  
最後に、本日は外交、防衛問題について緊急質問も行われたことなんかみ、国会はいま何をなすべきか、何を最重点課題とすべきかについて、同僚議員の各位、特に議長に申し上げたいのであります。

それは、公務員二法の審議どころではなく、今日わが国の進路と将来にとってゆき問題が提起されているからであります。総理の理解すら超

えた日米関係の本格的な軍事同盟化の問題、相次ぐ米要人の核持ち込み発言など、日本の運命を左右する喫緊の事態が続発しております。それらについて鈴木内閣の責任はきわめて重大であると言わなければなりませんが、国権の最高機関としての国会が、政府の責任を追及するだけで任務が果たせ、未来に責任を持った態度をとったと言い得るでしょうか。

定年制度の導入は、行政の簡素効率化を図るといふ行政改革の趣旨に合致するものとして、従来から行革関連法案として位置づけられておりますし、また、退職手当法改正案は、人事院の調査結果に基づくいわば官民格差の是正を行おうといふものでありますから、広く財政改革に寄与するものと理解いたしております。

化にならないよう配慮いたしまして、経過措置を設けておる三二七あります。

重要であろうと考えております。

官吏減俸令の前例に照らしても一律削減はおかしいのではないかとの御質問でございました。官吏減俸令は俸給についての措置でありまして、退職手当に関するものではありません。御

は、現在までに状況が変わっており、もう時期的に古いのじゃないかと、いう御指摘でござりますけれども、四十八年の改正におきましても二年間のそれが、あることをひとつ思い出していただきたい

たせ、未来に責任を持った態度をとったと言ひ得るでしようか。

ものと理解いたしております。

承知のとおり、退職手当の算定方法は、勤務年数に応じた支給率に最終俸給を乗じるという画一的な方法がとられておりまして、これは民間において

いのであります。四十八年の場合には、民間と比べて退職金が二割低いということとこれの引き上げをやりましたのでござりますけれども、この場

非核三原則の決議に違反しているかどうかが問われておる、国会の権威そのものが問われておる問題でありますから、国政における最優先課題としてその究明と措置を国会自身がとるべきではないでしょうか。そのためには、国会はみずから国政調査権を発動し、当該基地の調査、証人喚問、派米民の疑惑調査などあらゆる方法でその実を上げ、国民の疑問

退職金制度改革が進められており、民間より厳しく切り下げであるとの御指摘は当たらないのではないかと考えます。いずれにしても、今回の改正案は、昭和五十二年度現在での官民退職金についての格差の是正を図るものであり、五十三年度以降の官民双方の退職金水準の変化というような問題は、今回の改正案に昭和六十年度までの見直し

ても同様な算出方法が用いられております。  
いずれにいたしましても、今回の公務員二法案  
はきわめて妥当なものであり、政府としては、そ  
の早期成立をお願いしてやまないところでござい  
ます。

惑と不安にこたえ、日本の進路に適らなきを期すことが今日国会の緊急かつ最大の任務ではないかと申し上げたいのであります。議長の勇断と、議員の皆様方の御理解を期待し、私の質問を終わります。(拍手)

規定を設けてありますので、それに従つて検討される問題であります。

〔国務大臣中山太郎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(中山太郎君) 矢田部議員にお答えを申し上げます。

公務員二法は行革の試金石と言われているが、  
行革と公務員二法はそれぞれ性格が違うじゃない  
か、二つとも甲旨合ひござります。この点は、ま

基づきまして再度官民比較を行い、昭和六十年度までに退職手当の再見直しをいたしたいと考えております。

○國務大臣(鈴木善幸君)登壇 拝手  
國務大臣 鈴木善幸君登壇 拝手

計結果なども必要があれば昭和六十年度までの見直しの中でも検討してまいりたいと存じます。退職手当は労使交渉で決めるべきではないかと

か  
総理からもお答えがございました。  
私どもいたしましては、公務員二法の行政改

ざいますが、退職手当法の対象は、非現業職員、さらには三公社の職員と非常に幅が

についての国民の疑惑を晴らす」とが当面の最大の課題ではないかとの御質問がございましたが、最近の日米安保条約の核の事前協議制度のもとにおけるいわゆる艦船による核持ち込みに関連してのライシャワー発言等の問題につきましては、先ほどの如来る御説明申し上げておりますように、非核三原則をあくまで堅持してまいるとの政府の考え方を終始一貫いたしております。一方 行財政改革は国民的課題でありますので、核問題等の一連の問題が論議されているからといって、行政改革の手を抜くというようなことはできないのであります。

のお尋ねであります。國家公務員の退職手当は、國民の負担によつて國が支給するものであります。それで、從來から法定主義によつて、いるところであります。また、國民の負担のもとに支払われるといふ性格上、民間における退職金の実情を十分考慮してその水準を決定してまいる必要があると存じます。

今回の措置が公務員の老後の生活を脅かすことになるがどうかとのお尋ねであります。今回の措置は民間とのバランス上譲られるものでありますので、公務員の退職金のあり方について広く國民の納得を得るために必要な措置であることを御

革における位置づけ、この点につきまして、現在の最大の日本の課題である行政改革を実行する、こういう中で、やはりこの法案はその一環の大きな柱であるというふうに認識をいたしておりまして、速やかな御審議の上、早期成立を期待しているところでございます。

公務員二法は、公務員の勤務条件の切り崩しではないかというお尋ねでござりますけれども、私どもは、公務員といふものは国民全体への奉仕者であり、その給与、退職金というものの、あるいはまたその処遇については、絶えず主権者である国民の納得のいくようなことになければならない、

廣うございまして、官民比較に当たりましては、一般職非現業職員の約半数を占める行政職(1)の職員で、さらに行政職(1)の約三分の一を占める高等学校卒業の職員を民間における高等学校卒業の事務、技術に従事している方々と比較し、これは昭和四十八年に一割増しをしたときと同じシステムでやつておるということを御理解いただきたいのですから、中労委及び労働省の調査による民間のますから、三公社五現業の職員の退職手当につきまして官民比較をする点については、これらの職員の多くが中学校の卒業者で現場で働く方々でありますから、中労委及び労働省の調査による民間の

次に、行革と公務員二法とは性格が異なるので、何とかとのお尋ねですが、国家公務員の

のお尋ねでありますか、國家公務員の退職手当は、國民の負担によつて國が支給するものでありますので、從來から法定主義によつてゐるところであります。また、國民の負担のもとに支払われるという性格上、民間における退職金の実情を十分考慮してその水準を決定してまいる必要があると存じます。

今回の措置が公務員の老後の生活を脅かすことになるがどうかとのお尋ねでありますが、今回の措置は民間とのバランス上譲ざられるものでありますので、公務員の退職金のあり方について広く理解いただきたいと存じます。

なお、退職される方々にとって急激な処遇の変

革における位置づけ、この点につきまして、現在の最大の日本の課題である行政改革を実行する、こういう中で、やはりこの法案はその一環の大きな柱であるというふうに認識をいたしておりまして、速やかな御審議の上、早期成立を期待しているところでございます。

公務員二法は、公務員の勤務条件の切り崩しではないかと、お尋ねでございますけれども、私どもは、公務員といふものは国民全体への奉仕者であり、その給与、退職金といふもの、あるいはまたその処遇については、絶えず主権者である国民の納得のいくようなことでなければならぬ、そのためには正すべきところは正すという基本姿勢を堅持してまいることが政府としてはきわめて

一般職非現業職員の約半数を占める行政職(一)の職員で、さらに行政職(一)の約三分の一を占める高等学校卒業の職員を民間における高等学校卒業の事務・技術に従事している方々と比較し、これは昭和四十八年に二割増しをしたときと同じシステムでやっておるということを御理解いただきたいのであります。

なお、三公社五現業の職員の退職手当につきまして官民比較をする点については、これらの職員の多くが中学校の卒業者で現場で働く方々でありますから、中労委及び労働省の調査による民間の中卒の生産工程労働者の退職金と比較してみますところ、その結果はいずれも三公社五現業が民

間よりも高くなつておるのでござります。

結論といたしまして、二〇%引き上げをいたしました昭和四十八年の調査のシステムと同じシステムをとった結果に基づいて、今回二〇%の引き下げを行うというふうに政府が法案を提出させていただいたということを御理解いただきたいと思ひます。

次に、高齢者の特別昇給の廃止は俸給の一號、二号切り下げとなり、今回の支給率の削減と合わせると五十七年度には民間より引き下げとなり問題となるが、この点はこう認識してよいのかといふことでございますが、公務員の昇給制度の変更のうち、御質問のあつた退職時の特別昇給は、高齢による昇給延伸等により影響を受けている職員で勤務成績が特に良好な者が勧奨により退職する場合は認められている特別昇給と思われます。これは現在も行われているものであり、これが来年の三月三十一日をもって廃止されることになつておるところでござります。

他方、これは別に、勤続二十年以上の職員で勤務成績が特に良好な者が退職した場合に認められている特別昇給は、今後とも存続をいたすことといたしております。

一方、民間におきましては、特に石油危機以後、退職金制度の修正は激進でございます。昭和五十二年の民間調査以後におきましても、退職金をベースアップをする以前のいわゆる月給に焦点を合わせるというようなことを民間でやつております。また、定年年齢の延長に伴う退職金を満五十五歳水準に抑えるというのが最近の民間の傾向であるといふことも調査の上であらわれております。その点もよろしく御理解を賜りたいと思ひます。

次に、人事院総裁が官民比較の検討は慎重に行なうべきであると言つてゐるのに、財政再建のために二ヵ月後に法案化する等拙速過ぎるじゃないかというおしかりでござります。

今回の退職手当法の改正作業は、昭和五十三年

十月からすでに人事院において民間退職金の調査を開始しており、また、昭和五十四年三月二十八日の参議院予算委員会におきまして、当時の三原総務長官が人事院に民間退職金調査を依頼していると答弁いたしております。本改正作業は、御指摘の五十四年十一月の閣議決定の約一年以上前から進められておりましたので、決して二ヵ月という短期間に拙速に法律案を御審議いただくよう

にいたしたのではないことを御理解いただきたいと思います。

次に、退職金は賃金の後払いであり、その削減は許されない、政府は公務員の退職手当は勤続報償であるとしているが、そらだとすると、短期在職者に退職手当を支給するのはおかしいではないかと、こういうお尋ねでござります。

民間企業の退職金の性格は、功績報償説あるいは賃金後払い説、生活保障説等の諸説がございます。国家公務員の場合は、職員が長期間勤続して退職する場合の勤続報償であるといふふうに認識をいたしております。

次に、退職手当は勤務条件であり、労使の交渉で決めるべきであり、特に三公社五現業は労働協約権が認められているのに退職手当は法定主義とされ、団交権が否認されている、退職手当は公務員と区別すべきではないかという御指摘でござります。

退職手当法は、広く三公社五現業の職員のみならず、非現業の一般職公務員、国会職員、判事、裁判所職員等、司法、立法、行政の各分野の公務員にも適用され、対象範囲がきわめて広く、その算定方法は、勤続年数に応じた支給率に最終月俸を掛けるという画一的な方法であることは御承知のことおりでござります。

日本国有鉄道、日本郵便公社、日本電信電話公社につきましては、従前はその職員は国家公務員として退職手当法の適用を受けていましたが、その後、国から三公社に移行した後も従前どおり国

ことを御理解いただきたいと思います。

昭和四十八年の官民比較による公務員の退職手当法の改正に関しましては、三公社五現業の職員を含めて退職手当の改善を行っておりますし、今回も同様に官民比較によつて退職手当の是正を行つてあるものでございまして、三公社五現業職員も他の公務員と同様に取り扱うことが適当であると考えております。

最後のお尋ねでございますが、退職手当は勤務条件なのだから、その改正は労働基本権制約の代價機関たる人事院の勧告を待つて行うべきと考えているが、人事院勧告を受けたのか、勧告を受けたべきでなかつたのかという御指摘でございましょうし、あるいは内容によりましては、人事院に要請いたしまして検討と策案を要請する、しかし、その答申の内容によりまして、政府みずから策案をして法律案として提出するものもございましょう。

これを実行するのは政府の責任でございます。しかも検討を進めておる次第なのでござります。臨時行政調査会から答申がありました場合には、回も同様に官民比較によつて退職手当の是正を行つてあるものでございまして、三公社五現業職員も他の公務員と同様に取り扱うことが適当であると考えております。

以上でござります。（拍手）

○副議長（秋山長造君）これにて質疑は終了いたしました。

#### ○副議長（秋山長造君） 日程第一 銀行法案

日程第二 中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

日程第三 証券取引法の一部を改正する法律案

日程第四 銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長中村太郎君。

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月二十一日

参議院議長 德永 正利殿

大蔵委員長 中村 太郎











## 第八章 雜則

### (届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 一 营業を開始したとき。
- 二 資本の額を増加しようとするとき。
- 三 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。(第九条第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつたとき)。

四 外国において駐在員事務所を設置しようとするとするとき。

五 その他大蔵省令で定める場合に該当すると認められたとき。

### (公告)

第五十七条 銀行がこの法律の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

### (大蔵省令への委任)

第五十八条 この法律に定めるものほか、この法律の規定による免許、認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

### (権限の委任)

第五十九条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができる。

### (経過措置)

第六十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令により、この法律による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができる。

### (経過措置)

第六十一条 この法律の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、第四十五条の規定による命令に違反した者

### (経過措置)

第六十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各条の罰金刑を科する。

### (経過措置)

第六十三条 前項の規定により法人でない団体を罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

### (経過措置)

第六十四条 第二十二条の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。

### (経過措置)

第六十五条 第二十六条の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)又は第二十九条の規定による命令に違反したとき。

第五十六条 次に掲げる場合には、大蔵大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

(大蔵大臣の告示)

一 第二十六条又は第二十七条の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 第二十七条又は第二十八条の規定により第

四条第一項の免許を取り消したとき。

三 銀行が第四十一条第四号の規定に該当して

四条第一項の免許が効力を失つたとき。

四 第五十条の規定により外国銀行支店に係る第四条第一項の免許が効力を失つたとき。

止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二 第二十四条第一項(第四十三条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十五条第一項(第四十三条第三項及び第四十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二十五条第二項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第四十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十五条の規定による命令に違反した者

五 第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第四十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十五条の規定による命令に違反した者

七 第十二条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

三 第十二条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

四 第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項若しくは第五十三条の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

五 第十八条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたとき。

六 第二十条の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。

七 第二十六条の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)又は第二十九条の規定による命令に違反したとき。

その行為をした銀行(銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合における当該銀行であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者、若しくは清算人又は外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項、第八条若しくは第九条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた後において、当該外國の会社の株式若しくは持分を同項に規定する数若しくは額を超えて保有したとき。

二 第七条の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三 第十二条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

四 第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項若しくは第三項若しくは第五十三条の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

五 第十八条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたとき。

六 第二十条の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。

七 第二十六条の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)又は第二十九条の規定による命令に違反したとき。



(免許の取消し等に関する経過措置)

第十一條 新法第二十七條の規定は、施行日以後にした行為に係る銀行の業務の停止、取締役又は監査役の解任及び新法第四条第一項の大蔵大臣の免許の取消しについて適用し、施行日前にした行為に係る旧法の免許を受けた銀行の業務の停止、取締役又は監査役の改任及び主務大臣の免許の取消しについては、なお従前の例による。

(営業等の譲渡又は譲受けの認可に関する経過措置)

第十二條 新法第三十条第二項又は第三項の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る営業の譲渡若しくは譲受け又は事業の譲受けについて適用する。

(合併の異議の催告に関する経過措置)

第十三條 新法第三十三条の規定は、施行日以後に銀行が同条に規定する合併の決議をした場合における同条に規定する催告について適用し、施行日前にした合併の決議に係る催告については、なお従前の例による。

(営業等の譲渡又は譲受けに伴う手続に関する経過措置)

第十四條 新法第三十四条及び第三十五条の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る公告並びに債権者の異議について適用する。

2 新法第三十六条の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る営業の譲渡について適用する。

(廃業等の公告等に関する経過措置)

第十五條 新法第三十八条の規定は、施行日以後に新法第三十七条第一項の規定による認可を受けた場合について適用し、施行日前に旧法第二十五条の規定による認可を受けた場合については、なお従前の例による。

(免許の取消しによる解散等に関する経過措置)

第十六條 附則第十二条の規定によりなお従前の

例によることとされる場合における旧法の免許を受けた銀行に係る主務大臣の免許の取消しは、新法第二十七条又は第二十八条の規定によ

る新法第四条第一項の大蔵大臣の免許の取消しとみなして、新法第四十条、第四十二条及び第五十六条第二号の規定を適用する。

(免許の失効に関する経過措置)

第十七条 新法第四十一条第四号の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法第四条第一項の大蔵大臣の免許について適用し、施行日前に旧法の大蔵大臣の免許について適用し、施行日前に旧法の免許を受けた銀行に係る旧法第二条の主務大臣の免許については、なお従前の例による。

(他業会社への転移等に関する経過措置)

第十八条 新法第四十三条の規定は、施行日以後が合併により銀行の預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前日ににおいて旧法第二十六条の規定の適用を受けていた新法第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合及び施行日以後に銀行等以外の会社が合併に対する主務大臣の監督については、な

る会社に対する主務大臣の監督については、な

どみなしして、新法第四十条、第四十二条及び第五十六条第二号の規定を適用する。

(清算人の任免及び清算の監督に関する経過措

置)

第十九條 新法第四十四条及び第四十五条の規定は、施行日以後に銀行が解散した場合について適用し、施行日前に開始された清算に係る旧法

九条に規定する清算人の解任及び選任並びに監督については、なお従前の例による。

(清算手続等における大蔵大臣の意見等に関する経過措置)

第二十条 新法第四十六条の規定は、施行日以後に開始される銀行(銀行が解散した場合における当該銀行であつた会社を含む)の清算手続、破産手続、和議手続、整理手続又は更生手続については、なお従前の例による。

(清算手続等における大蔵大臣の意見等に関する経過措置)

第二十一条 新法第五十五条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力)

第十二条及び第三十一条に規定する清算、破産又は十一条の規定によりなお従前の

強制和議については、なお従前の例による。

(外国銀行支店に係る営業の免許に関する経過措置)

第二十二条 この法律の施行の際現に旧法第三十二条第一項の規定により旧法第二条の主務大臣の免許を受けている者は、この法律の施行の際に新法第四十七条第一項の規定により新法第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする事項に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 前項の規定により新法第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に当該免許に係る外国銀行支店の代表者の氏名を大蔵大臣に届け出なければならない。

(外國銀行支店の資料の提出等に関する経過措置)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十八条 新法第四十八条第一項の規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度に係る同項に規定する資料の提出について適用する。

(外國銀行の駐在員事務所の設置の届出等に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行の際現に新法第五十二条第一項の施設を設置している外國銀行は、施行日から起算して三月以内に当該施設について同項に規定する業務の内容、施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。この場合において、当該届出は、同項の規定によりされた届出とみなす。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十条 新法第五十五条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十一条 新法第五十六条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十二条 新法第五十七条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十三条 新法第五十八条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十四条 新法第五十九条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十五条 施行日前に旧法又はこれに基づく令の規定によつてした認可、承認その他の処分

又は申請その他の手續で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手續とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする事項に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 前項の規定により新法第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなされる者は、施行

日から起算して三月以内に当該免許に係る外國銀行支店の代表者の氏名を大蔵大臣に届け出なければならない。

(外國銀行支店の資料の提出等に関する経過措置)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十八条 新法第四十八条第一項の規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度に係る同項に規定する資料の提出について適用する。

(外國銀行の駐在員事務所の設置の届出等に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行の際現に新法第五十二条第一項の施設を設置している外國銀行は、施行日から起算して三月以内に当該施設について同項に規定する業務の内容、施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。この場合において、当該届出は、同項の規定によりされた届出とみなす。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十条 新法第五十六条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十一条 新法第五十七条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十二条 新法第五十八条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十三条 新法第五十九条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十四条 新法第六十条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定による認可については、なお従前の例による。

(認可の失効に関する経過措置)

第三十五条 施行日前に旧法又はこれに基づく令の規定によつてした認可、承認その他の処分

又は申請その他の手續で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手續とみなす。



一号及び第二号中「組合員のためにする」を削り、同項第五号及び第六号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）

第九条の八第二項に次の二号を加える。

十一 前各号の事業に附帯する事業

第九条の八第三項中「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第五項書類を「添付書類」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 信用協同組合は、第二項第十号の事業については、政令で定めるところにより、第一項

第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

第九条の九第一項第一号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第一号中「前号の事業を行なう協同組合の組合員を含む。」を削り、「貸付（手形の割引を含む。）」を「貸付け」に、「借入」を「借入」に改め、同項第五項中「前条第一項第一号、第三号から第七号まで及び第十号」を「前条第二項第二号又は第十号に掲げる事業を行おうとするとき。

二 中小企業等協同組合法第九条の九第五項において運用する同法第九条の八第二項第九号又は第十号に掲げる事業を行おうとするとき。

三 第九条の九第一項第一号中「左の」を「次に掲げる方法による以外に」を「次に掲げる方法以外の方法により」に改め、同條第一項十七号中「信用金庫連合会」の下に「農業協同組合」を加え、「水産業協同組合連合会」を「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」に改め、「貸付け」を削る。

第五条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改める。

第二号と読み替えるものとする。

第一百五条第一号の三中「第九条の八第三項の下に（第九条の九第五項において適用する場合を含む。）」を加え、同条第二号の四を同条第二号の五とし、同条第二号の三の次に次の二号を加える。

二の四 第九条の八第四項（第九条の九第五

項において準用する場合を含む。）の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第四条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（行政庁の認可）

第三条 信用協同組合等は、次に掲げる場合に該当するときは、行政庁の認可を受けなければならない。

一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事業を行おうとするとき。

二 中小企業等協同組合法第九条の九第五項において運用する同法第九条の八第二項第九号又は第十号に掲げる事業を行おうとするとき。

三 第九条の九第一項第一号中「左の」を「次に掲げる方法による以外に」を「次に掲げる方法以外の方法により」に改め、同條第一項十七号中「信用金庫連合会」の下に「農業協同組合」を加え、「水産業協同組合」を「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」に改め、「貸付け」を削る。

第五条 労働金庫法（昭和二十四年法律第二百八十二号）の一部を次のように改める。

二 中小企業等協同組合法第九条の九第五項において運用する場合を含む。）に掲げる事業を行おうとするとき。

三 第九条の九第一項第一号中「左の」を「次に掲げる方法による以外に」を「次に掲げる方法により」に改め、同條第一項十七号中「信用金庫連合会」の下に「農業協同組合」を加え、「水産業協同組合」を「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」に改め、「貸付け」を削る。

企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）に基づく共済組合に改め、同項第

四号中「前各号」を「前三号」に、「の外」を「ほか」に、「且つ」を「かつ」に改め、同條第一項中「定の」を「定めの」に改める。

第五十八条第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「附隨する」を「付隨する」に、「受入」を「受入れ」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同條第二項中「の外」、左の業務をあわせ行う」を「ほか、次に掲げる業務及びこれに付隨する業務を併せ行う」に改め、同項第六号中「第四号に掲げるものの」を「間接構成員及び日本労働者住宅協会」に、「貸付」を「貸付け（手形の割引を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同号を同條第九号とし、同号の前に次の二号を加える。

八 会員以外のもの（国等、間接構成員及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受け入れ

第五十九号に掲げる業務を併せ行うに對する資金の貸付けの業務のほか、政令で定めるところに相当する金額を超えてはならない。

より、第一項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国等、金融機関その他会員以外のものに對する資金の貸付けをすることができる。

六 労働金庫は、第二項第二号に掲げる業務を行いう場合は、商法第二百七十五条第二項第十一号及び第四項、第二百七十八条並びに第二百八十九号（これらの規定を同法第二百八十条ノ十ノ二）を「間接構成員」に改め、「法人又は団体」の下に「であるもの」を、「親族」の下に「次号において「配偶者等」という。」を加え、「受入」を「受け入れ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「構成するもの」の下に「（以下この項において「受入れ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「法人」の下に「（以下この条において「国等」という。」を加え、「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「その他大蔵大臣の指定する金融機関」を、「雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指定する者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「有価証券」を「有価証券、貴金属その他の物品」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

7 労働金庫連合会は、第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付隨する業務を併せ行うことができる。

一 内國為替取引

二 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱い

三 会員のためにする有価証券の保護預り

四 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指定する者の業務の代理

五 国等の預金の受入れ

六 会員以外のもの（国等を除く。）の預金の

第五十八条第三項を次のように改める。

3 労働金庫は、前項第一号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

第五十八条に次の六項を加える。

4 労働金庫の第二項第八号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額は、当該労働金庫の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

5 労働金庫は、第二項第九号に掲げる資金の貸付けの業務のほか、政令で定めるところに相当する金額を超えてはならない。

より、第一項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国等、金融機関その他会員以外のものに對する資金の貸付けをすることができる。

六 労働金庫は、第二項第二号に掲げる業務を行いう場合は、商法第二百七十五条第二項第十一号及び第四項、第二百七十八条並びに第二百八十九号（これらの規定を同法第二百八十条ノ十ノ二）を「間接構成員」に改め、「法人又は団体」の下に「であるもの」を、「親族」の下に「次号において「配偶者等」という。」を加え、「受入」を「受け入れ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「構成するもの」の下に「（以下この項において「受入れ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「法人」の下に「（以下この条において「国等」という。」を加え、「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「その他大蔵大臣の指定する金融機関」を、「雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指定する者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「有価証券」を「有価証券、貴金属その他の物品」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

7 労働金庫連合会は、第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付隨する業務を併せ行うことができる。

一 内國為替取引

二 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱い

三 会員のためにする有価証券の保護預り

四 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指定する者の業務の代理

五 国等の預金の受入れ

六 会員以外のもの（国等を除く。）の預金の

七 会員以外のものに対する資金の貸付け  
八 労働金庫連合会は、前項第一号、第六号又は第七号に掲げる業務を行おうとするときは、大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

九 第六項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「次項第一号」と読み替えるものとする。

第八十九条中〔昭和三十八年法律第二百一十五号〕を削る。

第一百一条第十四号の次に次の三号を加える。

十四の二 第五十八条第三項又は第八項の規定に違反したとき。

十四の三 第五十八条第四項の規定に違反して預金又は定期積金の受け入れをしたとき。

十四の四 第五十八条第五項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(預金等の受入れを行う協同組合連合会の会員

(外貸付けに関する経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の中小企業等

(以下この条及び次条において「改正

協同組合法」という。)第九条の九第五項に

おいて適用する改正後の協同組合法第九条の八

第四項の規定及び第四条の規定による改正後の

協同組合による金融事業に関する法律(次条に

おいて「改正後の協同組合金融事業法」という。)

第三条第二号の規定(改正後の協同組合法第九

条の九第五項において準用する改正後の協同組

合法第九条の八第二項第十号の事業に係る部分

に限る。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会(手

が行う会員以外の者に対する資金の貸付け(手

形の割引を含む。以下この条において同じ。)に

ついて適用し、施行日前に当該協同組合連合会が行つた第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律(次条において「改

正前の協同組合金融事業法」という。)第四条第一

号に規定する貸付け及び国、地方公共団体そ

の他営利を目的としない法人に対する預金を担

保とする資金の貸付け並びに会員である信用協

同組合の組合員に対する資金の貸付けについて

は、なお従前の例による。

(信用協同組合等の内規為替取引についての認

可に関する経過措置)

第三条 施行日前に改正前の協同組合金融事業法

第三条の規定により行政庁のした認可(第三条

の規定による改正前の中小企業等協同組合法第

九条の八第二項第一号(同法第九条の九第五項

において準用する場合を含む。)の事業に係る認

可に限る。)は、施行日において改正後の協同組

合金融事業法第三条第一号の規定によりした行

政庁の認可とみなす。

(労働金庫連合会の会員外貸付けの認可に関する

経過措置)

第四条 第五条の規定による改正後の労働金庫法

第五十八条第八項の規定は、施行日前に労働金

庫連合会が附則第七条の規定による改正前の日

本動労者住宅協会法(昭和四十一年法律第二百三

十三号)第三十九条の規定により行つた日本勤

労者住宅協会に対する資金の貸付けについて

は、適用しない

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)

第六条 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二

十九年法律第二百五十四号)の一部を次のように

改正する。

第二十五条中「第二号の二、第二号の三」を

「第二号の二から第二号の五まで」に改める。

(日本労働者住宅協会法の一部改正)

第七条 日本労働者住宅協会法の一部を次のよう

に改正する。

第三十九条を次のように改める。

(労働金庫等の融資)

第三十九条 労働金庫及び労働金庫連合会は、

協会に対し、労働金庫法(昭和二十八年法律

第二百二十七号)第五十八条の規定により資

金の貸付けを行うことができる。

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律

正中「証券会社」を「第三章 証券会社等」に

改める。

「その他の証券業に関連する業務」を加える。

第六十四条の五を削る。

第六十五条の次に次の二条を加える。

第六十五条の二 銀行、信託会社その他政令で定

める金融機関は、前条第二項に規定する国債証

券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利

息の支払について保証している社債券その他の

債券について第二条第八項各号に掲げる行為

(前条第一項ただし書に該当する行為を除くも

のとし)第二条第八項第四号に掲げる行為にあ

つては、売出しの目的をもつて行うものに限

る。()のいずれかを営業として行おうとするとき

は、政令で定めるところにより、その行おうと

する業務の内容及び方法を定めて、大蔵大臣の

認可を受けなければならぬ。

第二十九条第二項、第二十九条及び第三十一

条(第一号を除く。)の規定は、前項の認可につ

いて準用する。

前項に定めるもののが、第三十五条第一項

(第二号に限る。)第三十八条及び第四十六条

から第四十八条までの規定は、第一項の認可を

受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融

機関(以下この条において「認可を受けた金融

機関」という。)について、第五十条の規定は、

認可を受けた金融機関又はその役員若しくは使

用人について準用する。

前二項の場合において必要な技術的読替え

は、政令で定める。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要

かつ適当であると認めるときは、認可を受けた







二 有価証券の貸付け  
 三 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券に係る売買その他の業務（第一項第二号及び第五号並びに前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）  
 四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡  
 五 銀行その他金融業を行う者の業務の代理（大蔵省令で定めるものに限る。）  
 六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い  
 七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

八 両替

第六条第四項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第六条の二 長期信用銀行は、前条の規定により營むる業務及び担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により營むる業務のほか、他の業務を營むことができない。

第八条中「利益準備金、資本準備金その他の主勘定に属する準備金をいう。以下同じ」を「準備金として政令で定めるものをいう。」「二十倍」を「三十倍」に改める。

第十四条中「又は預金者」を「預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者」に改める。

第十五条第一項中「合併により銀行業又は貯蓄銀行業に属する契約に基く」を「合併又は営業の全部若しくは一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）に属するものに限る。以下この条において同じ。）に基づく」た、「その契約が」を「その契約

る。）

二 有価証券の貸付け  
 三 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券に係る売買その他の業務（第一項第二号及び第五号並びに前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）  
 四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡  
 五 銀行その他金融業を行う者の業務の代理（大蔵省令で定めるものに限る。）  
 六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い  
 七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

る。）

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六



いて募集する物上担保付社債に関する信託業に限る。)及びその他の法律により管む業務のほか、他の業務を管むことができない。

第九条の二中「利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金」を「準備金として政令で定めるもの」に、「五倍」を「十倍」に改める。

第九条の八中「又は預金者」を「預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者」に改める。

第十一条第一項中「合併により銀行業又は貯蓄銀行業に属する契約に基く」を「合併又は営業の全部若しくは一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行業(銀行法第二条第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。以下同じ。)に属するものに限る。以下この条において同様とする)に基づく」に、「その契約が」を「その契約に関する業務が」に改め、「以下の条において同じ。」を削り、「従前の業務に属する契約」を「従前の契約に関する業務」に、「同様である」を「同様とする」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

(他業会社への転移等)

第十一条の一及び第十二条を次のように改める。

第十条の二 外国為替銀行が次条において準用する銀行法第四十一条第一号(免許の失効)の規定に該当して第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合において、当該外国為替銀行であつた会社に従前の債券、預金又は定期積金の債務が残存するときは、政令で定める場合を除き、大蔵大臣は、当該会社が当該債務を完済する日又は当該免許が効力を失つた日以後二十年を経過する日のいずれか早い日まで、当該会社に対し、当該債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者、預金者若しくは定期積金の積金者の保護を図るため当該債務の処理若しくは資産の管理若しくは運用に関し必要な命令をする

ことができる。

2 前項の規定は、外国為替銀行及び銀行以外の会社が合併により外国為替銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について準用する。

3 銀行法第二十四条第一項(報告又は資料の提出)並びに第二十五条第一項、第三項及び第四項(立入検査)の規定は、前二項の規定の適用を受ける会社について準用する。

(銀行法の準用)

第十一條 銀行法の規定は、同法第一条から第四条まで(目的、定義等、営業の免許)、第五条第一項及び第二項(資本の額)、第六条第一項及び第二項(商号)、第十条から第十二条まで(業務の範囲)、第三十一条(合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)、第三十三条(合併の場合の債権者の異議の報告)、第三十七条第二項(廃業及び解散等の認可)、第四十三条(他業会社への転移等)、第七章(外國銀行支店)、第五十四条(認可等の条件)、第五十五条(認可の失効)、第五十六条第四号(大蔵大臣の告示)、第五十八条から第六十条まで(大蔵省令への委任、権限の委任、経過措置)、第九章(罰則)並びに附則の規定を除くほか、外国為替銀行について準用する。この場合において必要な技術的読書えは、政令で定める。

(認可等の条件)

第十三條 大蔵大臣は、この法律の規定(第十一条において準用する銀行法の規定を含む。)の場合は、認可等の条件。

第十四條 外国為替銀行がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたとき(第十一條において準用する銀行法第九条第一項(海外現金又は定期積金の債務を承継した場合について準用する。)

第十九條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定又は銀行法第

四十五条の規定による命令に違反した者

が該銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同条第二項に規定する外國の会社が銀行業を管むに至らなかつたとき)は、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(大蔵省令への委任)

第十五條 この法律に定めるもののか、この法律の規定による免許、認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令

で定める。

(権限の委任)

第十六條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができる。

本則に次の五条を加える。

(経過措置)

第十七條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めるとができる。

認可又は承認(次項において「認可等」といふ。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確定な実施を図るた

め必要最小限のものでなければならない。

(認可の失効)

第十四条 外国為替銀行がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたとき(第十一條において準用する銀行法第九条第一項(海外現金又は定期積金の債務を承継した場合について準用する。)

第十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定又は銀行法第

四十五条の規定による命令に違反した者

が該銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同条第二項に規定する外國の会社が銀行業を管むに至らなかつたとき)は、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(大蔵省令への委任)

第十五條 この法律に定めるもののか、この法律の規定による免許、認可又は承認に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令

で定める。

(権限の委任)

第十六條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができる。

本則に次の五条を加える。

(経過措置)

第十七條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めるとができる。

認可又は承認(次項において「認可等」といふ。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確定な実施を図るた

め若しくは一部の停止の命令に違反した者は、

一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定又は銀行法第

四十五条の規定による命令に違反した者

が該銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同条第二項に規定する外國の会社が銀行業を管むに至らなかつたとき)は、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(大蔵省令への委任)

第十五條 この法律に定めるもののか、この法律の規定による免許、認可又は承認に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令

で定める。

(権限の委任)

第十六條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができる。

本則に次の五条を加える。

(経過措置)

第十七條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めるとができる。

認可又は承認(次項において「認可等」といふ。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確定な実施を図るた

め若しくは一部の停止の命令に違反した者は、

一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定又は銀行法第

四十五条の規定による命令に違反した者

が該銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同条第二項に規定する外國の会社が銀行業を管むに至らなかつたとき)は、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(罰則)

第十八条 第四条第三項の規定により付した条件に違反した者又は第十一条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第二十六条

若しくは第二十七条の規定による業務の全部でのいずれかに該当して第四条第一項の大蔵



い理由がある場合において、あらかじめ行政  
府の承認を受けたときは、この限りでない。

(実施規定)

第七条の四 この法律に定めるもののほか、こ

の法律の規定による認可又は承認に関する申

請の手続、書類の提出の手続その他この法律

を実施するため必要な事項は、大蔵大臣が定

める。

(経過措置)

第七条の五 この法律の規定に基づき命令を制

定し、又は改廃する場合においては、その命

令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要

と判断される範囲内において、所要の経過措

置(罰則に関する経過措置を含む。)を定める

ことができる。

第八条から第十条までを次のように改める。

(罰則)

第八条 第四条の規定に違反して同条各号に掲

げられる方法以外の方法によりその業務上の余裕

金を運用した者は、一年以下の懲役若しくは

百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す

る。

第九条 第六条第一項において準用する銀行法

(以下「銀行法」という。)第二十六条又は第二

十七条の規定による業務の全部又は一部の停

止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又

は百万円以下の罰金に処する。

第十条 次の各号の一に該当する者は、五十万

円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条の規定による業務報告書

の提出をせず、又は当該業務報告書に記載

すべき事項のうち重要な事項を記載せず、

若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして

その書類の提出をした者

二 銀行法第二十四条第一項の規定による報

告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の

報告若しくは資料の提出をした者

六条第三項において準用する場合を含む。  
以下この号において同じ。の規定による當  
該職員の質問に対して答弁をせず、若しく  
は虚偽の答弁をし、又は銀行法第二十五条  
の規定による検査を拒み、妨げ、若  
しくは忌避した者  
第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若  
しくは忌避した者  
四 銀行法第四十五条の規定による命令に違  
反した者  
五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒  
み、妨げ、又は忌避した者  
第六条中「その信用協同組合等の」を「そ  
の信用協同組合等の」に、「関して第八条」を「関  
し、前三条」に、「行為者を罰する外」を「その行  
為者を罰するほか」に、「各本条」を「当該各条」  
に改め、本則に次の一条を加える。  
第十二条 次の各号の一に該当する場合には、  
その行為をした信用協同組合等の役員、参事  
又は代理店(代理店が法人であるときは、そ  
の業務を執行する社員その他の法人の代表  
者は、百万円以下の過料に処する。  
一 第三条の規定による認可を受けないで同  
条に規定する行為をしたとき。  
二 第七条の二の規定若しくは銀行法第十六  
条若しくは第三十八条の規定による届出、  
公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届  
出、公告若しくは掲示をしたとき。  
三 銀行法第十八条の規定に違反して当該準  
備金を積み立てなかつたとき。  
四 銀行法第二十六条の規定による命令(業  
務の全部又は一部の停止の命令を除く。)に  
違反したとき。

(信用金庫法の一部改正)  
第七条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三  
十八号)の一部を次のように改正する。  
一 目次中「第五十四条の二」を「第五十四条」に、  
「譲受」を「譲受け」に、「第八十九条」を「第八十  
九条の二」に、「第九十三条」を「第九十二条」に  
改める。

第五条を次のように改める。  
(出資の総額の最低限度)  
第五条 金庫の出資の総額は、政令で定める区  
分に応じ、政令で定める額以上でなければな  
らない。  
第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若  
しくは忌避した者  
第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若  
しくは忌避した者  
四 銀行法第四十五条の規定による命令に違  
反した者  
五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒  
み、妨げ、又は忌避した者  
第六条中「規定による事業」を「大蔵大臣」  
に、「左の各号に」を「次に」に、「添附し」を「添  
付し」に改める。  
第三十条を次のように改める。  
(免許の失効)  
第三十条 金庫が次の各号のいずれかに該当す  
るとときは、第四条の大蔵大臣の免許は、効力  
を失う。  
一 免許を受けた日から六月以内に事業を開  
始しなかつたとき(やむを得ない理由があ  
る場合において、あらかじめ大蔵大臣の承  
認を受けたときを除く。)。  
二 解散したとき(設立又は合併(当該合併に  
より金庫を設立するものに限る。)を無効と  
する判決が確定したときを含む。)  
第三十一条中「左の場合においては」を「次の  
各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で  
定める場合を除き」に改め、同条第三号中「する  
とき」の下に「第一号に係る認可を受けて事務  
所の位置を変更しようとするときを除く。」を  
加え、同条に次の一号を加える。  
四 代理店を設置し、又は廃止しようとする  
とき。

第五十一条第一項中「作らなければならない」  
を「作成しなければならない」に改め、同条第二  
項中「且つ」を「かつ」に改め、「預金者」の下に  
「定期積金の積金者その他政令で定める債權  
者」を加える。

第五十三条第一項中「及びこれに付随する業  
務」を削り、同項第五号から第七号までを削り、  
同条第六項中「第一項第七号」を「第三項第六号」  
に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を  
同条第八項とし、同条第四項を同条第七項と  
し、同条第三項中「第一項第五号」を「第三項第  
七号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第  
二項の次に次の三項を加える。  
3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務  
のほか、当該業務に付隨する次に掲げる業務  
のほか、当該業務を行うことができる。  
その他の業務を行なうことができる。  
一 債務の保証又は手形の引受け(会員のた  
めにするものその他の大蔵省令で定めるも  
のに限る。)  
二 有価証券の売買(投資の目的をもつてす  
るものに限る。)  
三 有価証券の貸付け(会員のためにするも  
のその他の大蔵省令で定めるものに限る。)  
四 国債、地方債若しくは政府保証債(以下  
この条及び次条において「国債等」という。)  
の引受け(売出しの目的をもつてするもの  
を除く。)又は当該引受けに係る国債等の募  
集の取扱い  
五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の大蔵  
省令で定める証書をもつて表示されるもの  
を含む。)の取得又は譲渡  
六 国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する  
者の業務の代理  
七 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納  
八 有価証券、貴金属その他の物品の保護預  
り  
九 両替  
4 前項第四号の「政府保証債」とは、政府が元  
本の償還及び利息の支払について保証してい  
る債券その他の債券をいふ。  
5 信用金庫は、第三項第四号に掲げる業務の  
うち同号に規定する募集の取扱いの業務を行  
おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けな

ければならない。

第五十四条第一項中「及びこれに付隨する業務」を削り、同項第四号を削り、同項第二項中「及びこれに付隨する業務」を削り、同項第四号及び第五号を削り、同項第六項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第六項から第九項まで」に、「同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「次条第一項第四号」と、同条第六項中「第一項第七号」とあるのは「次条第二項第五号」を

「同条第六項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第九項中「第三項第六号」とあるのは「次条第四項第六号」に改め、同項を同項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付隨する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。）

二 有価証券の売買（投資の目的をもつてするものに限る。）

三 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。）

四 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものと含む。）の取得又は譲渡

六 国民金融公庫その他大臣の指定する者の業務の代理

七 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

八 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

5 信用金庫連合会は、前項第四号に掲げる業

務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第五十四条の二を削る。

第五十八条の前の見出し中「譲受」を「譲受け」に改める。

第五十九条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第三項中「譲受け」を「譲受け」に改め、同条第四項中「譲受け」を「譲受け」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第四条の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

第六十二条の見出しを「事業の譲渡の公告等」に改め、同条第一項中「全部」の下に「又は一部を加え、同条第一項中「貸付金」を削り、「指名債権譲渡」を「指名債権の譲渡」に、「確定日附」を「確定日付」に、「の日附」を「の日付」に改める。

第七十五条第一項中「払込」を「払込み」に、「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「の外、第五十八条第四項」を「のほか、第五十八条第五項」に、「添附」を「添付」に改める。

第八十七条第一項中「添付」を「添付し」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「の外」を「のほか」に、「第五十八条第四項」を「のほか、第五十八条第五項」に、「添付」を「添付し」に改め、同条第五項に「添付」を「添付し」に改め、同

4 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第四条の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

第六十二条の見出し中「一部の代行」を「委任」に改め、同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第四条の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

第六十二条の見出しを「事業の譲渡の公告等」に改め、同条第一項中「全部」の下に「又は一部を加え、同条第一項中「貸付金」を削り、「指名債権譲渡」を「指名債権の譲渡」に、「確定日附」を「確定日付」に、「の日附」を「の日付」に改める。

第七十五条第一項中「払込」を「払込み」に、「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「の外、第五十八条第四項」を「の外」を「のほか、第五十八条第五項」に、「添附」を「添付」に改め、同条第五項に「添付」を「添付し」に改め、同

必要な事項」に改める。

第八十七条を次のように改める。

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

一 事業を開始したとき。

二 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

三 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

第三十五条（同条第三項において準用する同法第三十四条第三項及び第四項を含む。）（営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における大蔵大臣の意見等）並びに第五十六条第一号から第三号まで（大蔵大臣の告示）の規定は金庫について、同法第十三条（同一人に対する信用の供与）の規定は信用金庫についてそれぞれ準用する。

第三十六条（同条第一項において、銀行法第十九条中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは、「業務報告書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七条（同条第一項において、銀行法第八十九条の次に次の二条を加える。

2 前項の場合において、銀行法第十九条中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは、「業務報告書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十八条（同条第一項において、銀行法第八十九条の二において、所要の経過措置）

第三十九条（同条第一項において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 第四条の大蔵大臣の免許を受けていない金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者が金庫の事業を行つたときは、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十九条の次に次の三条を加える。

第三十九条 第八十九条第一項において準用する銀行法（以下第九十一条までにおいて「銀行法」という。）第四条第四項の規定により付された条件に違反した者又は銀行法第二十六条若しくは第二十七条の規定による業務の全部





十八 第九十九条の二第一項の規定により付した条件(第三十三条若しくは第六十二条第三項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

十九 銀行法第二十六条の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)に違反したとき。

第一百一条第二十号を削る。

第一百二条中「その」を、その」に、「一万円」を「百万円」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

八ノ一 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第八号の次に次の二号を加え。

八ノ二 所属団体ニ對シ国債、地方債又ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券(第十四条ノ四及第五十五条第一号ニ於テ「国債等」と謂フ)ニ係ル募集又ハ売出ノ取扱、売買其ノ他ノ業務(第十号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク)ヲ為スコト

八ノ三 所属団体又ハ第十四条ノ三ノ規定若ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者ニ対シ有価証券ノ貸付ヲ為スコト

第十四条ノ三の次に次の一条を加える。

八ノ四 農林中央金庫ハ第十三条第一項第一号乃至第三号ノ業務及第十四条ニ規定スル業務ノ遂行ヲ妨げザル限度ニ於テ左ノ業務(第十三条第一項第七号乃至第八号ノ三及第十号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク)ヲ営ムヲ得

二 国債等ニ係ル引受(売出ノ目的ヲ以テ為スチノヲ除ク)及当該引受ニ係ル国債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト

スモノニ限ル、募集若ハ売出ノ取扱(前号ノ業務ニ該當スルモノヲ除ク)又ハ不特定且多數ノ者ニ対スル売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト

農林中央金庫ハ前項第二号ノ業務ヲ管マムト  
スルトキハ其ノ内容及方法ヲ定メテ主務大臣  
ノ認可ヲ受クベシ当該認可ヲ受ケタル業務ノ  
内容及方法ヲ変更セムトスルトキ亦同ジ  
前項ノ認可ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ  
之ヲ定ム

第十五条第一号中「国債証券、地方債証券」を  
「国債等」に改め、「引受」の下に「前条ノ規定  
ニ依り為スモノヲ除ク」を加える。

第十七条中「出資者勘定ニ属スル準備金ノ額  
ノ二十倍」を「準備金(準備金トシテ政令ヲ以テ  
定ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍」に改める。

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第十一条 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第  
二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「銀行法(昭和二年法律第二十  
一号)第四条第二項」を「銀行法(昭和五十六年法  
律第  
二号)第六条第二項(商号)」に改める。

第十八条第一号中「銀行法第二条の規定によ  
る免許を受けた銀行」を「銀行法に規定する銀  
行」に改める。

(日本開発銀行法の一部改正)

第十一一条 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第  
八百八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「銀行法(昭和二年法律第二十  
一号)第四条第二項」を「銀行法(昭和五十六年法  
律第  
二号)第六条第二項(商号)」に改める。

(普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼  
營等に関する法律の一部改正)

第十二条 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業  
務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四  
十三条)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「貯蓄銀行法ニ依リ貯蓄銀行  
ノ營業(以下貯蓄銀行業務ト称ス)又ハ」を

削る。  
第二条及び第三条を次のように改める。  
第五条中「貯蓄銀行業務又ハ」を削り、同条の次に次の二条を加える。  
第五条第一項（長期信用銀行法第十七条第二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ）ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ同項ニ規定スル信用ノ供与ノ区分及信用供与限度額ニ付政令ヲ以テ別段ニ規定ヲ設クルコトヲ得  
第五条ノ三 信託業務ヲ営ム普通銀行ハ多数人ヲ委託者又ハ受益者トスル定期的信託契約（貸付信託又ハ証券投資信託ニ係ル信託契約ヲ除ク）ニ付約款ノ変更ヲ為サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該変更ニ異議アル委託者又ハ受益者ハ一定ノ期間内ニ之ヲ述べキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一ヶ月ヲ下ルコトヲ得ズ  
委託者又ハ受益者が前項ノ期間内ニ異議ヲ述べザリシトキハ当該委託者又ハ受益者ハ当該契約ノ変更ヲ承諾シタルモノト看做ス  
第八条第一項を削る。  
第九条を次のように改める。  
第九条 削除  
第十条中「貯蓄銀行業務又ハ」及び「又ハ指定銀行」を削り、「一千万円」を「百万円」に改め、同条第一号を次のように改める。  
一 第四条ニ於テ準用スル信託業法第七条ノ規定ニ違反シタルトキ  
第十条第四号中「前条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ」を削り、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。  
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

うに改正する。

第二条第一項第一号中「銀行法(昭和二年法律第二十一号)第一条(営業の免許)の免許を受けた銀行」を「銀行法(昭和五十六年法律第二号)第二条第一項(定義等)に規定する銀行」に改める。

第六条第二項第四号中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第四項中「必要な」を「必要の」と、「附する」を「付する」に改め、同条第五項中「第二条を「第四条第一項」に改め、同条第六項中「きがなければならない」を「聽かなければならない」に改める。

第十二条第一項中「行なう」を「行う」に、「及び金銭信託の受益者以外の知れている債権者には、各別にこれを通知」を「、金銭信託の受益者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告」に改め、同条第五項中「普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼營等に関する法律」を「普通銀行の信託業務の兼營等に関する法律」に改める。

第三十条中「地方支分部局の長に行なわせる」を「財務局長又は福岡財務支局長に行わせる」と改める。

第三十二条第一項中「そむき」を「背き」に、「五十万円」を「三百万円」に改める。

第三十三条中「行ない」を「行い」に、「二十五円」を「百万円」に改める。

第三十五条第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第三十六条第一項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第三十九条各号別記以外の部分中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「若しくは通知」を「通知若しくは催告」に改め、同条第三号中「行ない」を「行い」に改め、同条第四号中「行なつた」を「行つた」に改める。

(金融機関再建整備法の一部改正)

律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「銀行法等特例法」を「銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十六年法律第二号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとする銀行法等特例法(昭和二十年法律第二十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)に改める。

第二十六条第八項及び第四十二条第三項中「銀行法等特例法」を「旧銀行法等特例法」に改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第十五条準備預金制度に関する法律(昭和三十一年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

(手形法等特例法)

第二十二条手形法(昭和二年法律第二十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)に改める。

第二十六条第八項及び第四十二条第三項中「銀行法等特例法」を「旧銀行法等特例法」に改める。

(手形法の一部改正)

第二十二条手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

(小切手法の一部改正)

第二十二条小切手法(昭和八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

(手形法の一部改正)

第二十二条手形法(昭和二年法律第二十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)に改める。

(手形法の一部改正)

第二十二条手形法(昭和二年法律第二十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)に改める。

(手形法の一部改正)

第二十二条手形法(昭和二年法律第二十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)に改める。

(手形法の一部改正)

第二十二条手形法(昭和二年法律第二十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)に改める。

(手形法の一部改正)

第二十二条手形法(昭和二年法律第二十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)に改める。

(手形法の一部改正)

第二十二条手形法(昭和二年法律第二十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)に改める。

る。  
二 その監督に係る金融機関の第一種保険事  
故の発生を知ったとき。  
第三章 金融に関する法律以外の法律の一  
部改正

る。

手形法の一部改正)

第十八条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部  
を次のように改正する。

第八十七条中「一般ノ休日」の下に「及政令ヲ  
以テ定ムル日」を加える。

(小切手法の一部改正)

第十九条 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の  
一部を次のように改正する。

第七十五条中「一般ノ休日」の下に「及政令ヲ  
以テ定ムル日」を加える。

(手形法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二  
十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五第一項中「基づく」を「基づく」に、  
「第百四十三条规定まで」を「第百四十一条规定まで」及び  
「第百四十三条规定」に改め、同条第二項中「基づく」を  
「基づく」に改め、「前項の規定の適用がある期  
限その他」を削り、「規定する休日」の下に「その  
他政令で定める日」を加え、「その休日」を「これ  
らの日」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二  
十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五第一項中「基づく」を「基づく」に、  
「第百四十三条规定まで」を「第百四十一条规定まで」及び  
「第百四十三条规定」に改め、同条第二項中「基づく」を  
「基づく」に改め、「前項の規定の適用がある期  
限その他」を削り、「規定する休日」の下に「その  
他政令で定める日」を加え、「その休日」を「これ  
らの日」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第二十一条 国税収納金整理資金に関する法律  
(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第十四条の見出し中「組入」を「組入れ」に改  
め、同条第一項中「同日が日曜日又は国民の祝  
日」に改め、「利廻」と「利回り」に改め、同項第三  
号を削る。

(預金保険法の一部改正)

第十七条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十  
四号)の一部を次のように改め、同項第三  
号を削る。

(預金保険法の一部改正)

第一条第一項中「受入」を「受入れ」に改め、同  
項第三項第二号中「第九条第三号」を「第八条第  
三号」に、「利廻」と「利回り」に改め、同項第三  
号を削る。

(預金保険法の一部改正)

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 銀行法(昭和五十六年法律第二  
号)第一  
一部改  
正

第一条第一項中「規定する銀行」を削  
る。

第二条第一項第一号中「貯金を含む。」を削  
る。

第五十五条第一項第二号を次のように改め  
る。

(国税通則法の一部改正)

第二十二条 国税通則法(昭和三十七年法律第六  
十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「国民の祝日その他一般の休  
日」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年  
法律第二百七十八号)に規定する休日その他一般  
の休日又は政令で定める日」に、「その休日」を  
「これら日の日」に改める。

(有価証券取引税法の一部改正)

第二十三条 有価証券取引税法(昭和二十八年法  
律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「外国証券会社」の下に「並び  
に証券取引法第六十五条の二第一項の規定によ  
る認可を受けた銀行その他の金融機関」を加え  
る。

(手形法の一部改正)

第二十二条 手形法(昭和二年法律第二百二  
十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条中「一般ノ休日」の下に「及政令ヲ  
以テ定ムル日」を加える。

(手形法の一部改正)

第二十二条 手形法(昭和二年法律第二百二  
十六号)の一部を次のように改正する。

施行地外に本店を有する銀行の同法第二条(銀  
行業の免許)の銀行業の免許を「銀行法(昭和五  
十六年法律第二号)第四十七条第一項(外國  
銀行支店の免許等)の規定による同法第四条第  
一項(營業の免許)の銀行業の免許」に改める。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律  
第二号)の施行の日から施行する。ただし、  
第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の  
改正規定、第五条中外國為替銀行法第九条の二  
の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十  
七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第  
七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項  
(附則第四条第八項に係る部分を除く。)及び第  
六項の規定は、公布の日から施行する。

(附則)

六五六

の際現にその資本の額が同項の規定に基づく政令で定める額を下回つてゐる相互銀行については、施行日から起算して五年を経過する日までこの法律の施行の際現に改正後の相互銀行法第八条第四号の代理店を設置している相互銀行は、施行日から起算して三年以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした相互銀行は、当該届出に係る代理店の設置につき改正後の相互銀行法第八条第四号の規定による認可を受けたものとみなす。

4 改正後の相互銀行法第十四条において準用する銀行法第三十条第一項及び第三項の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る営業の譲渡若しくは譲受け又は事業の譲受けの認可について適用し、施行日前にされた株主総会又は取締役会の決議に係る営業の譲渡若しくは譲受け又は事業の譲受けの認可については、なお從前の例による。

5 昭和五十六年四月から開始する相互銀行の営業年度については、大蔵大臣の定めるところにより、同月から昭和五十七年三月までとすることができる。

6 相互銀行が昭和五十六年四月から開始する営業年度を前項の規定によることとした場合には、当該相互銀行は、その資本の額に達するまでは、当該営業年度に係る清算期に金銭による利益の配当額の五分の一以上を、当該営業年度中に商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行なうときはその分配額の五分の一をそれぞれ利益準備金として積み立てなければならない。

7 前項の規定の適用を受ける相互銀行が同項の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたときは、当該相互銀行の役員は、一万円以下の過料に処する。

## 8 改正後の相互銀行法第十四条において準用す

る銀行法第十七条及び第十八条の規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度及び当該営業年度に係る利益準備金の積立てについて適用し、同日前に開始した営業年度及び当該営業年度に係る利益準備金の積立てについては、第五項及び第六項の規定の適用を受ける場合を除き、なお從前の例による。

9 改正後の相互銀行法第十四条において準用する銀行法第三十四条及び第三十五条の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る公告及び催告並びに債権者の異議について適用し、施行日前にされた株主総会の決議に係る公告及び催告並びに債権者の異議については、なお從前の例による。

10 改正後の相互銀行法第十四条において準用する銀行法第三十六条の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る営業の全部又は一部の譲渡の公告について適用し、施行日前にされた株主総会の決議に係る営業の全部の譲渡の公告については、なお從前の例による。

11 第三条の規定による相互銀行法の改正に伴う銀行法の準用に関する経過措置については、第四項及び前三項に定めるものを除き、銀行法附則第七条から第二十条まで(同法附則第九条、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条及び第十八条を除く)及び同法附則第二十五条の規定の例による。

4 改正後の長期信用銀行法第二十条の規定は、長期信用銀行が施行日以後に受ける改正後の长期信用銀行法の規定(改正後の長期信用銀行法の規定(改正後の长期信用銀行法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。)による認可について適用し、施行日前に受けた第四条の規定による改正前の长期信用銀行法の規定による認可については、なお從前の例による。

5 前条第五項の規定は、長期信用銀行の営業年度について準用する。

(外国為替銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の外国為替銀行法(以下この条において「改正後の外国為替銀行法」という。)第十四条の規定は、長期信用銀行が施行日以後に同条に規定する合併の決議をした場合における同条に規定する催告について適用し、施行日前にした合併の決議に係る催告については、なお從前の例による。

2 改正後の長期信用銀行法第十六条の規定は、施行日以後に長期信用銀行が改正後の长期信用銀行法第十一條において準用する銀行法第

銀行法第十七条において準用する銀行法第四十一条第一号の規定に該当して长期信用銀行法第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合並びに施行日以後に外国為替銀行及び銀行以外の会社が合併により外国為替銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前日において第五条の規定による改正前の长期信用銀行法第十六条の規定の適用を受けている会社に対する大蔵大臣の監督については、なお從前の例による。

3 第五条の規定による外国為替銀行法第十二条の規定の改正に伴う経過措置については、次項に定めるものを除き、銀行法附則第四条から第二十条まで(同法附則第五条、第六条第二項、第九条、第十一条第一項、第十三条及び第十八条を除く)及び同法附則第二十五条の規定の例による。

4 改正後の外国為替銀行法第十四条の規定は、外国為替銀行が施行日以後に受ける改正後の外国為替銀行法の規定(改正後の外国為替銀行法第十二条において準用する銀行法の規定を含む。)による認可について適用し、施行日前に受けた第五条の規定による改正前の外国為替銀行法の規定による認可については、なお從前の例による。

5 附則第四条第五項、第六項及び第八項の規定は、外国為替銀行の営業年度及び当該営業年度に係る利益準備金の積立てについて準用する。

6 前項の規定により準用する附則第四条第六項の規定の適用を受ける外国為替銀行が同項の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたときは、当該外国為替銀行の役員は、一万円以下の過料に処する。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による協同組合による金融事業に関する法律第六条の規定の改正に伴う経過措置については、次項に定めるものを除き、

四十一一条第一号の規定に該当して外国為替銀行法第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合並びに施行日以後に外国為替銀行及び銀行以外の会社が合併により外国為替銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前日において第五条の規定による改正前の外国為替銀行法第十条の二の規定による改正前の长期信用銀行法第十六条の規定の適用を受けている会社に対する大蔵大臣の監督については、なお從前の例による。

3 第五条の規定による改正前の外国為替銀行法第十条の二の規定の改正に伴う経過措置については、次項に定めるものを除き、銀行法附則第四条から第二十条まで(同法附則第五条、第六条第二項、第九条、第十一条第一項、第十三条及び第十八条を除く)及び同法附則第二十五条の規定の例による。

4 改正後の長期信用銀行法第二十条の規定は、長期信用銀行が施行日以後に受ける改正後の长期信用銀行法の規定(改正後の长期信用銀行法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。)による認可について適用し、施行日前に受けた第四条の規定による改正前の长期信用銀行法の規定による認可については、なお從前の例による。

5 前条第五項の規定は、長期信用銀行の営業年度について準用する。

(外国為替銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の外国為替銀行法(以下この条において「改正後の外国為替銀行法」という。)第九条の八の規定は、外国為替銀行が施行日以後に同条に規定する合併の決議をした場合における同条に規定する催告について適用し、施行日前にした合併の決議に係る催告については、なお從前の例による。

2 改正後の外国為替銀行法第十条の二の規定は、施行日以後に外国為替銀行が改正後の外国為替銀行法第十一條において準用する銀行法第







以上、御報告いたします。（拍手）

以上、御報告いたします。(拍手)

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長（秋山長造君）〔賛成者起立〕過半數と認めます。

よつて、本案は可決されました。

午後一時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長  
德永  
正和君

17

大川

高木健

卷二

卷八

藤原

田代由

卷之三

四  
標名

金木

志村

四

田洪

三

昭和五十六年五月二十五日

參議院會議錄第二十界

## 議長の報告事項

野末	前島英三郎君	江田	五月君	青島
山上	陳平君	二郎君	幸男君	
藤井	裕久君	裕久君	重郎君	
増岡	康治君	吉夫君	勇君	
竹内	寛子君	潔君	宇都宮徳馬君	
平井	遠藤	卓志君	孝君	
井上	吉夫君	要君	進也君	
林	金井	元彦君	圭三君	
鳴崎	勝久君	均君	堀江	
上條	桧垣徳太郎君	勝久君	高橋	
白井	祐一君	正明君	下条進一郎君	
郡	高平	公友君	河本嘉久藏君	
藤田	野呂田芳成君	宏一君	林	
郡	郡	莊一君	稻嶺	
板垣	板垣	正邦君	片山	
村上	成相	善十君	正英君	
福田	高平	正邦君	堀江	
田原	高平	善十君	豊君	
野呂田	野呂田	正邦君	圭三君	
坂野	坂野	正邦君	大島	
北	北	正邦君	森長	
堀内	堀内	正邦君	鈴木	
金丸	大河原太一郎君	正邦君	眞鍋	
遠藤	政夫君	正邦君	岩本	
田原	田原	正邦君	森	
野呂田	野呂田	正邦君	降矢	
坂野	坂野	正邦君	松浦	
大鷹	大鷹	正邦君	藤井	
楓木	楓木	正邦君	源田	
又三君	又三君	正邦君	中村	
淑子君	淑子君	正邦君	岩崎	
安田	安田	正邦君	純三君	
隆明君	隆明君	正邦君	啓一君	
金五君	金五君	正邦君	孝男君	
古賀雷四郎君	古賀雷四郎君	正邦君	眞弓君	
世耕	世耕	正邦君	敬雄君	
政隆君	政隆君	正邦君	弘君	
町村	町村	正邦君	賢二君	
丸茂	丸茂	正邦君	友義君	
増田	増田	正邦君	友治君	
山崎	山崎	正邦君	広君	
斎藤	斎藤	正邦君	泰	
上田	上田	正邦君	森田	
重貞君	重貞君	正邦君	重郎君	
盛君	盛君	正邦君	勇君	

西村	小澤	岩動	山本	山田	川原新次郎君	岡部	田沢	三郎君	富雄君	太郎君	尚治君
山崎	和田	寺田	和田	福間	近藤	大森	中村	吉田	福岡日出	朝雄君	道行君
静夫君	昇君	熊雄君	矢田部	安恒	安武	安武	秦野	楠	牧君	正太郎君	富雄君
			知之君	良一	洋子	裕二君	片岡	長田	輝君	正俊君	智治君
			照美君	郁子君	理君	義彦君	福岡	石本	茂君	勝治君	富雄君

木村	福島	美濃部亮吉君	藏内
睦男君	茂夫君	修治君	
内藤	千夏君	睦君	
大木	梶原	茂夫君	
長谷川	関口	健君	
佐々木	惠造君	浩君	
広田	幸一君	君	
夏日	忠雄君	信郎君	
鳩山威一郎君	赤桐	操君	
鈴木	内藤晉三郎君	省吾君	
小谷	村田秀三君	君	
鈴木	安孫子藤吉君	君	
坂倉	玉置和郎君	君	
佐藤	守君	君	
丸谷	和美君	君	
高杉	三吾君	君	
松前	藤吉君	君	
佐藤	達郎君	君	
勝又	廸忠君	君	
坂倉	武一君	君	
佐藤	金保君	君	
志苦	昭夫君	君	
野田	哲君	君	
片山	裕君	君	
市井君			
奮脱タケ子君			
宮之原貞光君			
竹田	四郎君		
立木	洋君		
小山	一平君		

議長の報告事項  
去る二十日議長において、次のとおり常任委員の  
辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員	宮本	近藤	補欠
決算委員	辭任	忠孝君	
村上	正邦君	宮本	顧治君
村上	正邦君	補欠	
成相	善十君	忠孝君	

